

# 女性・平和・安全保障に関する行動計画 年次報告書

2017年1月～12月

女性・平和・安全保障に関する行動計画 評価委員

2019年3月

# 目次

## 目次

総論	1
執筆者(評価委員)	5
I 参画	6
II 予防	9
III 保護	12
IV 人道・復興支援	16
V モニタリング・評価・見直しの枠組み	20
参考資料1	28
参考資料 2	51
評価委員会	53

## 総論

### 戦略上の重要事項

#### 1. 評価対象と方法

今次(2018年度)評価は日本の「行動計画」策定後2年目の2017年1月～12月に実施された案件を対象としている。昨年(第2回評価)と同様、対象案件はすべて「行動計画」策定後に企画・実施されたものであり、好事例の選定については、評価の方向性、評価基準も昨年と同様とした。したがって、評価基準は①アクティビティ(Activity)とアウトプット(Output)、②アウトカム(Outcome)の二段階とし、事業の企画・活動・想定される結果のジェンダー・マーカーは①ジェンダー・平等／女性・少女のエンパワーメントを主たる目的とする、②ジェンダー平等／女性・少女のエンパワーメントに有意の貢献をしている、③ジェンダー平等／女性・少女のエンパワーメントにほとんど貢献していない(参照:UN Gender Equality Marker Guidance Note September 2013)とした。同時に、「行動計画」の柱(報告書では章)間や所管機関間のバランスではなく評価基準を一層重視する方針とした。評価作業は昨年同様委員の分担制とし、第V章「モニタリング・評価・見直しの枠組み」についての評価はその他の章の評価を含む内容を対象とした。この作業は、案件と「行動計画」の構成・内容との適合性や整合性の問題、モニタリングのためのインディケーターの整理に向けた提案に繋がると考えられる。

2. 今次評価における「参画」「予防」「保護」「人道・復興支援」に関する案件の傾向: 年度比較と領域間の比較の観点から

#### 参画

**取り組み内容の傾向:** 本年度の評価対象となった案件中、好事例の26件の中でもジェンダー平等と女性のエンパワーメントが主目的の案件は11、そのうち海外での取り組みは5件、国内での取り組みは6件。女性が意思決定に影響を与える「女性の参画」の領域には「災害復興・防災支援」や「平和構築活動」があり、その影響の範囲も地域社会の仕組みの変革や国際機関の方針・活動に関するものなど、参画する女性たち自身のエンパワーメントに繋がるアウトカムが期待される傾向が明確に見られた。他方、昨年に続き実施事例が見られない目標もある。和平プロセスへの女性の参画に向けた取り組みは昨年同様欠如している。

**実施主体:** 国内警察庁、防衛省の事業が好事例として挙げられている。「行動計画」関連の部署創設を含む体制整備、啓発シンポジウム開催、日本政府主催の国際会議におけるハイレベル・ラウンドテーブルの継続開催による議論の進化、など取組内容の向上が特徴。

**成果:** 活動・アウトプットの記述がほとんどであり、成果による女性のエンパワーメントや制度改革などへの影響が明瞭とはいえない案件が多数を占めている。

#### 予防

**取り組み内容の傾向:** ジェンダー主流化の支援事業が増加した。暴力的過激主義予防や信頼醸成・地域の早期警戒・早期対応への女性の参画、リーダーシップの推進に向けた取り組みと共に平和支援活動要員

## 総論

等による性的搾取・虐待防止、性的暴力への対応能力の強化に向けた取り組みが増加するなど、多様な視点から課題解決に向けた取り組みを進める傾向が見られる。インターネットやSNSを通じたテロ組織の手法に対応する市民に向けた映像や映画による啓蒙やコミュニティの互助組織、女性団体等の既存の基盤を活かした形で予防を持続化する傾向が見られるようになった。他方、紛争影響地域におけるジェンダー統計の整備や紛争の要因・影響のジェンダー分析、国内の女性・市民社会やNGOによる活動への支援といった目標の案件は、今回も欠如している。

**実施主体：** 国連やJICAに加え、日本のNGOの取り組みや国内における警察や防衛省(内部の教育プログラムの実施)の参加。

**成果：** 実施主体の多様化による好事例の増加。

### 保護

**取り組み内容の傾向：** 年度ごとに成果が明確になりつつある事業と、取り組みが遅れている領域が明らかに分かれてきた。人道上の危機的状況下におけるジェンダーに基づく暴力(GBV)の被害者に対する包括的支援では取組数が順調に増え、構造的な不平等を是正して女性のエンパワメントを目指すものと評価される。また、アフガン女性警官のGBVサバイバー支援能力向上として研修経験を積んだ警官が研修実施者となるような新たな成果もある。他方、法律や制度の構築及び運用の支援やGBVの報告制度の構築を目標とする案件は欠如している。

**実施主体：** 国際機関や政府関係組織の他、地元NGOや宗教関係者、その他の市民社会関係者とフォーカス・グループによる討議の結果「行動計画」策定に至った事例が斬新。

**成果：** 女性の包括的な生活能力・ライフプラン・社会的地位向上と共に、地元住民と難民との社会的融和にも貢献するというアウトカムや、支援対象国政府への技術支援を通じて国内女性の地位向上の取り組みにも寄与する結果が得られ、当初の目標を超える成果を挙げた案件もある。

### 人道・復興支援

**取り組み内容の傾向：** 紛争や自然災害の被災者を対象とする事業では、取り組みのフェーズや被災者が対象地域の定住者か難民または避難民かにより企画の目標や対象、アプローチなどが異なる。本年度の好事例には、武力紛争や自然災害により難民や避難民となった女性と少女と共に、受け入れ地域の女性と少女を対象とする生計手段と経済機会の向上やジェンダーに基づくリスク削減、女性団体・ネットワークによる平和構築、紛争調停、紛争予防、男性の領域とされていた地雷対策活動・訓練や農業、土地へのアクセスなど、被災地域社会の基盤再生を決定する活動に女性が参画する仕組み等を含む流入者と受け入れる側の双方が裨益するような事業設定となっている案件がある。また、保健向上領域に特化した目標からフェーズが進むにつれ、より包括的な女性のリプロダクティブ・ヘルスの向上に発展した案件もある。長年にわたる政府・反政府武装勢力の内戦を経て和平合意に至った地域での紛争後の復興を目標とする案件は、長期的な社会構築のスタートから女性の参画が意識され、計画され、実施されているジェンダー主流化と女性のエンパワメントの両輪を備えた日本政府が直接関わる一大プロジェクトとして動き始めた。

**実施主体：** 国際機関、外務省、対象国、JICA、日本のNPO

成果：「ジェンダー規範や慣行が根強く残る地域性にもかかわらず、女性・少女の安定的な生活・経済基盤を構築し、GBVのない安全な環境を整備するなど実質的な成果をあげたことなど、避難民と地元受け入れ女性双方の平和構築・和解への女性参加促進という目標は達成された」「災害からの地域復興計画における女性参画と実施の結果、女性がエンパワーされ、生計再建を促進した」「生計向上プロジェクトの結果、難民・受け入れ地域の女性双方が裨益した」等、好事例として挙げられた案件では、ジェンダー平等／女性・少女のエンパワーメントにつながるような目標設定をし、その目標を達成したことを評価している。

### 3. 成果と課題

案件内容と実施について3か年の比較をすると、目標設定や実施方法に成果を挙げてきた案件が多数みられ、実施主体の多様化も進んできている。評価対象となる関係府省庁の案件形成に関わるモニタリング作業部会と評価委員会との認識の共有が進むことによる効果の一面だと思われる。また、「行動計画」に災害を含めていることも、評価対象案件が国内で身近な課題として、案件発掘や改善の機会を広げる効果もあることは否めない。この点は、紛争後と災害後の復興課題の共通性や日本の経験の貢献という観点から海外関係者にも評価され、また、国内府省庁の「行動計画」に対する主体者意識を高める要素としても評価委員会では評価している。

しかし、和平プロセスにおける参画を目標とする案件、予防領域における紛争影響地のジェンダー統計整備・紛争要因／影響のジェンダー分析を目的とする内容の案件や草の根・市民社会等による支援活動への支援取組案件が欠如している。紛争後の平和構築の進捗と紛争の和平プロセスへの女性の参画には正の相関があることが実証されているところ、「参画」「予防」「保護」「人道・復興支援」すべてを包括する平和構築の両輪となるジェンダー主流化と女性のエンパワーメントのための「行動計画」として、和平プロセス領域への日本の貢献についての検討が必要だと思われる。また、和平プロセスが長期的平和構築の土台となるように、予防領域で欠如している案件内容が紛争予防という持続可能な平和構築プロセスであり、実証に基づく問題解決を目指す企画への日本の取り組みの在り方として検討課題だといえる。

第2回評価報告書において、「行動計画」の枠組みにおける情報の整理が複雑であることが、モニタリング及び評価ツールとして課題があることを指摘した。枠組みの柱(本報告では章)の定義となる大目標の記述に他の柱との差別化を困難にする不明瞭な用語が含まれていること、定義自体に不備がみられること、大目標・目標・具体的策間の論理的整合性に課題があることが複雑さの原因であるとした。その課題を内包した状態で今次評価を実施したが、昨年既に萌芽が認められたアウトカムが示された案件が増え、女性・女性グループをコミュニティー全体のコンテキストの中で位置付ける包括的な取り組み、ジェンダー視点に基づく貧困対策やインフラ整備、公共サービス向上による平和構築プロジェクトなどに見られるジェンダー主流化のモデルとなるなど、地域の社会慣習や制度を変化させ、真の女性のエンパワーメントにつながる可能性を示していた。また、新しいデザインのマルチドナー・アプローチの女性支援プロジェクトも注視された。

これらの傾向は、今次評価では格段に広がりを見せている。これは、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメントを促進する案件の企画力・実施力の向上による案件増加によるものと思われる。アウトカムまで見据えるための視点や方法が企画段階で設定されていると読み取れる案件が増加していることが、評価委員会として合意できた。このような進展は、実施主体の多様化や、プロジェクトの対象グループ間の相補裨益性への視点の導入に反映されており、国或いは特定地域の社会的再構築に関する支援国日本の経験から得た

## 総論

教訓や他の支援国との協力による効果ではないかと推定できる。支援対象を女性・少女グループを社会のコンテキストから分離した対象としてではなく、社会の複数のアクターと相互関係を持つグループと位置付けることにより、女性が支援の対象者のみならず社会の再構築の担い手となるためのエンパワメントにつながる道筋が見えるようになる成果が挙げられるものと期待できる。ただし、全体としては昨年と同様に①アクティビティの報告が多いことに変わりない。これまでの評価案件の情報提供に制約が大きいことや、単年度評価という評価頻度が、このような課題の背景にある可能性もあるかと思われる。

評価の妥当性については、第2回評価報告書で述べた通り「行動計画」自体が厳密に評価を可能にする指標を求めている形式となっている。この点については枠組みの見直しで再検討する必要がある。そのうえで評価委員会は、事業の企画内容と実施内容の確認、つまり行動計画実施状況の評価を通常用いられる国際基準に当てはめることを念頭に行った。委員会での核となった合意事項は、事業の目的、方法、実施主体などにおけるジェンダー主流化・女性のエンパワメントを目指すための革新性とアウトカムへの視点のあり方を重視することであった。まずは好事例のモデル形成を促す段階であるとの判断によるものである。

# 執筆者（評価委員）

## 執筆者（評価委員）

### 総論

目黒依子 上智大学名誉教授

### I. 参画

目黒依子 上智大学名誉教授

秋月弘子 亜細亜大学国際関係学部教授

### II. 予防

久保田真紀子 独立行政法人国際協力機構（JICA）国際協力専門員

瀬谷ルミ子 認定NPO法人日本紛争予防センター理事長, JCCP M株式会社取締役

### III. 保護

池田 恵子 静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員

減災と男女共同参画研修推進センター共同代表

佐藤文香 一橋大学大学院社会学研究科教授

### IV. 人道・復興支援

石井宏明 認定NPO法人難民支援協会常任理事

一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師

石井美恵子 東京 医療福祉大学大学院災害医療分野教授

大崎麻子 関西学院大学総合政策学部客員教授

### V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

山谷清志 同志社大学政策学部教授

# I 参画

## I 参画

**大目標: 平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する**

### ● 総評

大目標 I「参画」の分野の好事例として挙げられてきた26事例のうち、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが主目的である事例は11件であり、そのうち、海外での取り組みが5件、日本国内での取り組みが6件となっている。

26事例のうち、目標1-2「女性に配慮した国連PKO等の平和構築活動への協力」(4事例)、目標3-3「災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保」(11事例)、目標4-1「日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進」(3事例)が取組の多い分野である。

特筆すべきは、目標3-3「災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保」について、JICAがアジアを中心とした海外で11事例もの取組みを行い、ジェンダーニーズを明確化し、女性たちがリーダーとしてコミュニティの防災活動に参加するとともに、女性の視点が活動に取り入れられたことにより、女性が防災の知識を持つことの必要性に対する気づきもコミュニティで生まれるなどのアウトカムが見られる点である。

また、警察庁、防衛省も、目標4-2「安保理決議1325及び関連決議等の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備」(4事例)に取り組み、進展が見られる。さらに、目標4-3「安保理決議1325、行動計画の周知広報」について、WPS行動計画実施の評価に関するシンポジウムを開催したことや、WAW!2017においてWPSに関するハイレベル・ラウンド・テーブルを開催したことなども評価できる。

他方で、目標1-3「女性に配慮した法律及び制度、および、その運用並びに司法アクセスの改善を支援」、目標2-2「日本が関与する和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に紛争地域の女性代表の参加を確保」、目標3-2「選挙監視団を含む民主化支援活動への女性の参画を確保」、目標4-5「和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表団への女性の参加を高める」については、昨年度に引き続き事例が挙げられていないので、引き続き和平プロセスへの女性の参画に向けた取り組みが求められる。

また、各事例の成果については、活動・アウトプットの記述がほとんどであり(23件)、活動の結果としてどのような能力が強化されたかというアウトカムの記述が少ない(3件)。引き続き、実際に女性が参画したことにより、女性のどのような能力が強化されたのか、どのような変化が見られたのか、という視点からの報告が望まれる。



# I 参画

## ● 好事例

### 1. バングラデシュにおける都市部のコミュニティ防災力向上支援事業(JICA、SEEDS ASIA、バングラデシュ)

ダッカ市が防災研修への女性の参加を促進するとともに、防災教育の計画策定に際しては、女性への配慮事項や、女性が果たす役割の重要性について、計画に盛り込まれるように支援している。

その結果、防災教育計画に基づき、モデル・コミュニティが女性の防災リーダーを選出するなど、女性や子どもを積極的に活動に巻き込む動きが支援現場で生じつつある。

また、従来、コミュニティの中心的存在であった男性(夫)たちが、女性が防災知識を持つ必要があることに気づき、自分の妻や子どもを話し合いや研修に参加させるケースも見られるようになってきている。

本事業では、女性の参加を確保するというアウトプットだけでなく、コミュニティの変化や男性の気づきというアウトカムが見られる点が評価できる。

### 2. フィリピンイロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ2～横浜イニシアチブ～(JICA、横浜市、シティネット横浜オフィス、フィリピン)

本案件の前段階で、女性を含む社会的弱者を対象とした現状やニーズの聞き取り調査を行い、バリアフリートイレの設置、乳幼児連れの女性や妊婦などへの配慮事項の検討を行っていた。

本案件は、女性や社会的弱者や大学など各関係者の連携を強化し、イロイロ市の防災能力向上を目的として実施された。具体的には、イロイロ市職員、障害者団体、大学関係者やコミュニティリーダーに対して日本での受け入れ研修や、現地において減災管理等に関するワークショップなどが実施された。

必ずしも女性のエンパワーメントを主目的とする事業ではないが、多くの女性たちがリーダーとしてコミュニティの防災活動に参加するとともに、女性の視点が活動に取り入れられた。また、研修を通じ、多くの女性が防災教育のファシリテーターとして、地域での防災教育活動を進めた。

女性や社会的弱者が、一方的に援助を受ける立場としてではなく、社会の一員としての意識を深め、防災分野での社会的弱者の参画が実現した点、および、災害時における自助および共助の推進という横浜市の経験が活かされている点が評価できる。

### 3. アジアのムスリムが主流である国における強靱なコミュニティ作りの中での女性の権利向上による影響を通じた急進化及び暴力的過激主義の防止(UN WOMEN、バングラデシュ、インドネシア)

イスラム教徒が多数派を占めるアジアの国において、女性の権利向上による影響を通じ、暴力的過激主義防止を目的とした強靱なコミュニティ作りを支援した。具体的には、ジェンダーに関する政策立案のための女性グループネットワーク構築や、政府へのアドボカシー活動のための能力向上、女性グループと政府機関と

# I 参画

の対話の場の設置、過激組織への参加のインセンティブやその意思決定における女性の影響等に関する調査等を実施した。

その結果、女性たちが、暴力的過激主義を防止するための社会統合を促進する能力と技術を習得し、社会統合のための女性グループのネットワークを構築し、暴力的過激主義に陥る原因を明確化し、アジア諸国の知的交流と協力を促進する、という成果が見られた。

女性のエンパワーメントにより、強靱で、包括的で、平和なコミュニティが構築できるということを明らかにした好事例であると考えられる。

## II 予防

### II 予防

**大目標:紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参画と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。**

#### ●総論

紛争予防の取り組みにおけるジェンダー主流化の支援事例が増加してきている。評価が開始された2年前と比べても、暴力的過激主義予防や信頼醸成、地域における紛争の早期警戒・早期対応への女性の参画やリーダーシップの推進に向けた取り組み(目標1)が増加してきている。さらに、平和支援活動要員等による性的搾取・虐待防止、性的暴力への対応能力の強化に向けた取り組み(目標5)の増加も見られる。好事例の実施主体も徐々に多様化しており、従来の主な担い手であった国連やJICAに加え、日本のNGOによる取り組みが挙がるようになってきていることは評価に値する。同時に、日本国内においても警察や防衛省内における教育プログラムが実施されるようになってきている点も評価できる。さらに、支援の内容の観点からも、近年の新たな課題であるテロ・暴力的過激主義の予防に向けて、多様な視点から課題の解決に向けた取り組みを進めようとしてきている案件が増えてきている。例えば、テロ組織が、インターネットやSNSを通じて若者を勧誘する手法が主流化している現状を踏まえ、それらに対抗するメッセージを映像や映画を通じて発信したり、インターネット上で啓蒙を行うといった取り組みがアジア地域で行われている。また、コミュニティにおける互助の仕組みや、女性団体などの既存の基盤を活かした形で、暴力的過激主義の予防を持続的に進める取り組みも見られるようになってきている。他方で、紛争影響地域におけるジェンダー統計の整備や、紛争の要因や影響をジェンダー視点から分析を試みる取り組みはいまだ欠如している。また、草の根の女性たちの紛争予防に向けた取り組みや、国内における女性や市民社会、NGOによる活動への支援(目標8)も大きく欠如している。今後、国内・国外における草の根の女性団体やNGOが、紛争予防に向けた取り組みにより広く参画をしていくための支援(目標6)を一層強化していくことが望まれる。

#### ●好事例

##### 1. ケニア共和国ナイロビ市キアンビウ・スラムにおける女性と若者のためのコミュニティ平和構築事業(日本紛争予防センター、ケニア)

本件は、暴力やテロ、民族対立を起因とした犯罪や紛争が多発するケニアの首都ナイロビの貧困地域(スラム)において、草の根レベルで暴力・犯罪を未然に防ぐ「早期警戒・早期対応」(Early Warning and Early Response: EWER)メカニズムを構築するに際し、ジェンダーの視点に立った取り組みを進めてきているものである。具体的には、女性の治安調査チームを育成・組織し、これまでは把握されていなかった性的搾取やジェンダーに基づく暴力の被害を特定したほか、心理社会的サポートを担うコミュニティ人材を育成し、のべ2,500名以上の被害者のケアを行った。また、警察が対応できていないコミュニティ内の紛争やドメスティック・バイオレンスなどを調停・解決する早期警戒・早期対応チームを組織化し、1,862件の紛争・事件を特定するとともに、実際にこのうちの1,426件の調停を行ってきている。

さらに、本案件では、選挙に関連する暴力やテロ・犯罪の予防に向けて地域の女性を平和の担い手として育成することに加え、起業・ビジネス支援も併せて行うことで、育成した人材がその後も無償でコミュニティ活

## II 予防

動に従事できる持続可能な仕組みも構築している。育成した女性たちはロールモデルとして、他の女性たちに経験を共有するなどの取り組みも行ってきている。紛争が地域の女性と男性に異なる影響を及ぼすことや、女性が紛争の予防に果たす役割を理解しつつ、ジェンダーの視点に立った取り組みを推進してきている取り組みは限られている。こうした中、本件はジェンダーの視点に立った早期警戒、早期対応メカニズムの構築に向けた支援の好事例として高く評価できる。

### 2. 暴力的過激主義防止への積極的な女性の参加 (UN Women, ケニア)

本件は、ケニアにおけるテロや暴力的過激主義の拡大の防止に向けて、草の根の女性たちの紛争予防や対応能力の強化を図るものである。近年、テロに代表される暴力的過激主義の台頭が著しく増加・深刻化しているが、ケニアにおいても、沿岸地域において隣国ソマリアの影響によるイスラム過激主義の浸透、テロ組織への勧誘の増加、テロによる脅威が深刻な課題となっている。こうした中、本案件では、暴力的過激主義の現状をジェンダー視点から分析し、女性に対する暴力や人権侵害の状況を可視化させるとともに、地域における紛争や暴力的過激主義の予防に向けた女性たちの能力強化を支援してきている。具体的には、経済的な理由で女性たちが暴力過激主義に加担することのないよう、女性たちの生計向上に向けた取り組みを支援しつつ、地域における平和構築に向けた取り組みへの女性たちの参画を支援してきている。また、地域の女性団体、教員など60名を心理社会的サポートの担い手として養成し、暴力的過激主義の被害者たちのトラウマへの対応や、テロ組織に勧誘されるリスクがある少女・女性、若者への個人および家族カウンセリングの提供を行っている。さらに、被害者の自立や社会復帰に向けた支援も実施している。これらの支援の結果、現地の女性団体や女性指導者たちが、暴力的過激主義予防の専門性を身につけコミュニティの問題を解決できるようになるとともに、地域の幅広い層の女性たちにとってのロールモデルとして地域で認知されるようになってきていることは高く評価できる。本事業の実施はUN Womenと日本紛争予防センターが連携して実施したものであるが、紛争予防の分野で専門性を有する日本のNGOとUN Womenとの効果的な連携の事例としても高く評価できる。

### 3. コンゴ民主共和国における性的暴力対処のための支援 (紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所:SRSG—SVC, コンゴ民主共和国)

長年にわたり性的暴力の被害を受けた人々の救済にあたってきたドニ・ムクウェゲ (Denis Mukwege) 医師による2018年のノーベル平和賞の受賞でも話題になったように、コンゴ民主共和国での性暴力被害は極めて深刻な状況にある。同国においては、被害を受けた人々の心身のケアや社会復帰と併せて、いかに新たな性暴力被害を防ぐかが重要な取り組み課題となっている。法的メカニズムが機能しない状態は不処罰の文化を生み、さらなる被害を生む要因となる。そのため、性暴力を防ぐためには、被害者の法的正義へのアクセスを支援し、目撃者を保護するなど、加害を立証するプロセスへの支援が重要となる。こうした中、日本が2014年から同国における性的暴力への対応に向けて、法整備や司法メカニズムの対応能力の強化、性的暴力撤廃に向けたアドボカシー活動の実施などの支援を進めてきたことは高く評価できる。本支援によって66名からなる性暴力司法特別ユニットの形成と人材育成が進められるとともに、移動法廷による取り組みも実施されてきた。取り組みに際しては、被害者や目撃者への保護に向けた支援が提供されるなどきめ細かい配慮も実施されてきている。この結果、2017年の10か月間で1726の性的暴力が登録されるとともに、643の事案に判決が下された。さらに、460の事案の加害者に量刑が課せられるという成果もあげている。いま

## II 予防

だ情勢が不安定な地域でこれらの成果と数値を確保できたことは高い評価に値する。また、本件の実施によって、警察や司法に対する信頼性が向上するという社会的なインパクトが生まれているという点も高く評価できる。本事業は、同様の性的暴力の問題を抱える他地域のモデルとなる取り組みと言える。

### 4. ダルフール3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(JICA, スーダン)

本支援は、保健、給水、職業訓練に関する州政府の行政能力の向上を通じて、1)紛争の影響を受けている住民の生活改善を支援するとともに、2)住民の行政への信頼醸成を図る取り組みである。支援の実施においては、支援の初期からジェンダー主流化をプロジェクトの実施戦略の一つとして掲げ、地域の女性をとりまく現状や課題を把握するとともに、住民や行政官に対してもジェンダー研修を実施してきている。また、現場での各種活動の実施においても、女性の参画を推進するとともに、女性たちの経済的エンパワメントに向けた取り組みを進めている。例えば、地域の女性たちをヘルスプロモーターとして育成するとともに、給水委員会への女性の参画も推進している。また、紛争で家族や資産を失った女性たちを優先して職業訓練や起業の支援を実施している。

これらの取り組みの結果、地域の女性たちが自尊感情を高めつつ、積極的に社会参加を果たすようになってきている。また、女性ヘルスプロモーターの取り組みによって、地域全体の健康課題や女性や女兒に対する暴力被害の現状にかかる男性や地域住民の理解や意識が向上し、女性・女兒にとっても安全な地域づくりに向けた取り組みが進められてきている。また、職業訓練の支援を受けた約6割の女性が食品ビジネスを開始するなど、女性たちの経済的な自立の観点からも成果が発現しつつある。

さらに、本事例においては、プロジェクトの活動をジェンダーの視点からモニタリング・監督し、その知見・教訓を政策レベルに反映させていくために、現地の女性や有識者を組織化して、「女性と平和委員会」を立ち上げている点が特筆に値する。プロジェクト開始から2年目には、地域の女子大学との連携もすすめてきているが、プロジェクト活動と連携させる形でこうした「女性と平和」に関する現地ネットワークを立ち上げ、その活動を支援している本件は、国連安保理決議1325号に基づき、同国における平和構築の取り組みへの女性の参画の推進を大きく後押しする取り組みとして高く評価できる。



## Ⅲ 保護

### Ⅲ 保護

**大目標:**紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女兒を含む多様な受益者が、性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。

#### ●総評

「保護」を構成する5つの目標のうち、年ごとに成果が現れつつあるものと、取り組みが遅れているものが、明確に分かれてきたようである。GBVのサバイバー保護に正面から取り組む事例が、実施の年数を重ねるごとに持続性を伴った成果を現しつつあるなど、取り組みを継続することによる効果もみられるようになった。

「(目標1)人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対する包括的支援」では、順調に取り組みの数が増え、成果が広がっている様子が見受けられる。GBVのサバイバーである女性に土地所有や市場へのアクセスを保証した事例や、政策や事業の計画・分析段階でジェンダー調査のデータを活用したり難民女性の課題やニーズの分析結果を取り入れたりする事例などは、構造的な不平等を是正して女性のエンパワメントを目指すものとして高く評価される。

「(目標5)紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援する」の具体策のひとつ「不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援」のように、GBVのサバイバーへの適切な対応と加害者への不処罰の終焉を目的として、警察官や裁判官など司法関係者へ研修を行う事例も増加し、着実な成果を見せている。昨年度に続き、今年度も好事例に取り上げたアフガン女性警官のGBVへの対応能力向上事業では、警察官のサバイバー支援の能力が向上し、研修を受けた女性警察官自身が研修を行うことが期待できるようになるなど、昨年度の評価に加え新たな成果がみられる。今後は、研修実績にとどまらず、実際にGBVサバイバーの保護・エンパワメント、実施地域・国のGBV防止にどのような成果がもたらされているのかについても把握し、報告されることを期待したい。

一方、以下の具体策については、この評価が始まって以来、該当する事例を選定できていない。「不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮」(目標2)、「PKO要員の訓練への支援、派遣要員等による暴力防止、加害者の適切な捜査・処罰、これらの国際社会での推進」(目標4)、「武装解除・動員解除・社会復帰・司法制度を含む治安部門改革において男女共同参画の視点で法律や制度の構築及び運用を支援し、人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築する」(目標5)である。

これらが該当事例なしとなっている背景には、たとえば、武装解除の新規事業自体が減少しているといった国際的な動向も影響しているものと思われるが、行動計画の具体策を前進させるような制度設計を時間をかけて実現していくことも必要であろう。たとえば、わが国は2014年に武器輸出三原則を防衛装備移転三原則という新方針とし運用を積み重ねているが、防衛装備の海外移転にあたっては、武器貿易条約で定められているGBVを発生・助長させるリスクを考慮することが求められており、そのようなフレームワークをどう担保していくのが重要である。

## Ⅲ 保護

なお、防衛省が米海軍ほかと共同で実施しているパシフィック・パートナーシップの一環として、スリランカでWPSセミナーを主催したことは、政府のWPS国別行動計画へのコミットメントを広く関係国に周知しただけでなく、国際災害救援活動にもWPSの視点を活かした取り組みとして特筆に値する。また、「日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討」(目標3)においても、GBVを受けた女性への在留許可に柔軟性を持たせ、難民調査官研修で「性別に基づく暴力等に係る研修」を導入するなどの新しい取り組みが評価される。今後は、この研修が、難民調査においてGBVを受けた女性への対応にどのような変化をもたらしたかを把握し、成果が確実にもたらされることを期待する。

### ● 好事例

#### 1. レバノンのホストコミュニティにおける女性及び若者のレジリエンス強化 (UN Women、レバノン)

本事例は、シリア内戦による難民が流入しているレバノンにおける女性および若者のレジリエンス強化を目的として、以下の取り組みを行った。1) 職業訓練を通じた貧困層の女性に対する生計向上機会の提供、2) ジェンダーに基づく暴力の啓蒙活動、3) 国連決議1325号に基づきレバノン国別行動計画(NAP)の策定支援。

レバノンの社会問題省が運営する13の社会開発センターはレバノン人およびシリア難民女性に対し職業訓練を提供し、3,780人の女性が生活向上のためのスキルを習得(うち800人が就職)し、1,600人の女性がGBV啓蒙・社会支援を受けた。また、レバノン女性省およびレバノン女性国民委員会(NCLW)はNAP策定に関する技術的支援を受け、レバノン人のみならず、パレスチナ難民、シリア人、イラク人、地元のNGOや宗教関係者、その他市民社会の関係者とフォーカス・グループ・ディスカッションを行い、レバノンのNAPを策定することができた。

本事例は、女性のスキル習得、就職、生計向上、社会的地位向上、家庭内での自立を促進するとともに、シリア難民とレバノン人の社会的融和にも貢献した点が評価できる。また、レバノン政府に対する技術的支援を通じ、レバノン国内の女性の地位向上の取り組みにも大きく寄与しており、当初目標を超える成果がみられる好事例である。

#### 2. エジプト、イラク、ヨルダンにおける危機対応下の女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護 (UN Women、エジプト・イラク・ヨルダン)

本事例は、長期化するシリア内戦の影響を受ける周辺国において持続的な平和のためのインフラを確立し、避難民のニーズに対応することを目的として、以下の取り組みを行った。1) WPS実施に資する環境づくり、2) 避難民女性・女児の経済的エンパワーメントおよび人道的サービスへのアクセスの向上、3) 避難民女性・女児の保護と安全の強化。

本事例において、国連加盟諸国とアラブ連盟国が、紛争下の性的暴力に対する地域的・国家的な説明責任のメカニズムについて声明を発表したことは特に評価できる。実際に310,000人の女性が保護サービスを受け、60人の裁判官が性的暴力に関連する犯罪の告訴のための訓練を受けた。また、アラブ連盟国は、WPS

## Ⅲ 保護

の目標をSDGsの実施プロセスと統合するマニュアルを作成した。政策決定の際にはジェンダー調査等のデータが有効に活用された。

また、本事例を通じて、難民女性や女児に対するエンパワーメントは大きな成果をあげている。キャッシュフオーワークや職業訓練によって、エジプト・イラク・ヨルダンでは1,316人の女性が生計の手段を得、イラクでは156人の女性が自身のビジネスプロジェクトを達成できた。さらに、エジプトでは16の職業訓練コースが278人の女性に提供され、新たな経済的機会の獲得に結びついた。ヨルダンではザアタリ難民キャンプの女性支援センターでキャッシュフオーワークの機会が創出され、882人の女性が裨益した。また、女性支援センターによる識字教育やコンピューター教育等の雇用訓練には777人が参加し、うち80%は女性の参加者であった。今後は、こうした女性たちのエンパワーメントが、紛争予防に資するような女性のリーダーシップの発揮へとつながっていくことを期待する。

### 2. アフガン女性警官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上（JICA、アフガニスタン）

本事例は、アフガニスタンの女性警察官を対象とし、国内において蔓延するGBVの現状やその背景・要因、影響等への理解を深め、後進の女性警察官たちに対する指導者としての役割を果たせるように能力強化を図ることを目的とした取り組みである。昨年度は新人女性警察官を対象としていたが、今年度は新たに中堅女性警察官を対象にすることで、取り組みを発展させたものである。

昨年同様、研修は、日本で女性に対する暴力の被害者支援を行っているソーシャル・ワーカーや相談員等の知見とネットワークを活用して行われている。また、国内の草の根の女性団体や保護施設、福岡県警察や久留米市等、関係機関や団体とも連携し、GBV被害者の保護に向けて必要な対策について取り組みの視察や講義、意見交換を実施しており、わが国のリソースをふんだんに活用した支援事業として評価に値する。

アフガニスタンでは女性警察官自身が、偏見や差別、性暴力やセクシャルハラスメントの被害を受けている場合も多いことから、女性たちの自己肯定力やコミュニケーション力の強化に向けたアサーティブネス研修やセクシャルハラスメント対策のためのワークショップも実施されている。座学だけでなく、参加型で実施された同研修によって、女性たちは警察官としての役割や責務への認識、被害者支援能力を向上させており、大きな成果をあげている。研修を経てアフガニスタンに帰国した後は、GBVや女性の人権に対する意識向上やコミュニティでの啓発活動に取り組むことが期待されており、事業の発展性という点からも評価に値する。

### 4. 国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2（JICA、コートジボワール）

本事例は、内戦によって弱体化した国家警察の能力を回復するために、現職の警察官の能力強化を目指した取り組みである。現職警察官を対象とした研修計画の策定と研修カリキュラムの作成を支援したフェーズ1に続き、フェーズ2となる本事例では、その普及を支援している。フェーズ1の支援を受けた警察官が、「研修普及担当官」として全国12地区の「継続研修担当ユニット（警察学校・研修局）」において計画・調整能力の強化や、研修講師・研修普及担当官の教授能力の強化に向けた支援を行っている。

2017年には、女性の平和や安全を確保するための能力強化に向けた研修に577名が参加した。研修普及担当官向けの研修に、GBV被害者に対応する警察官の育成を目的とした「ジェンダーに基づく暴力対策モジュ



## Ⅲ 保護

ール」を組み込み、男性128人、女性55人の警察官が受講した(2017年10月～2018年3月)。この研修では、警察署のジェンダー窓口を訪れるGBV被害者の心情を考慮した窓口対応や精神面でのケアについて学び、受講者が学んだ知識を他の警察官に普及することが期待されている。加害者となる男性に対する再発防止策などを学ぶモジュールも検討されている。

国連コートジボワールミッション(UNOCI)の撤退後を見込んだ持続可能な研修体制づくりを意識している点、内戦をきっかけに開始された緊急人道支援の側面をもちながら内戦前よりもよい研修体制の構築に成功している点、加害者への対応について検討段階ではあるが組み込んでいる点が評価される。今後は、研修実績(アウトプット)が、GBV被害者の窓口対応や精神面でのケアの向上や加害者の再発防止というアウトカムを生み出すことを期待する。

## IV 人道・復興支援

### IV 人道・復興支援

**大目標: 女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。**

#### ● 総評

緊急人道支援期の全ての案件は、紛争下での性的暴力に対する支援であった。性的暴力は、紛争下での武器ともいわれ安全保障上の脅威である。性的暴力の要因には、そもそも女性が従属的な地位に置かれていることや性的暴力の被害者が恥とされる文化的な背景、さらには加害者の不処罰などの課題がある。したがって、治療やサポートなどの緊急人道支援に加え防止・予防計画、教育、法整備、エンパワーメントなど多角的なアプローチによる根本的な課題解決が重要である。多角的アプローチを試みている案件もあり、その成果と他の支援計画への波及効果を期待したい。

一方、緊急人道支援期の具体策1～4の報告がなされなかったのは、国際人道支援が必要となるような大災害の発生がなかった結果と推測できる。しかし、2017年には新たな難民問題も発生している。また、2018年には甚大な被害をもたらした地震・津波災害が発生しているが緊急支援は実施されていない。相手国の意向などさまざまな要因があると思われるが、要請の有無とニーズとは必ずしも合致しないこともある。よって、ニーズ調査などを積極的に実施し、必要に応じた支援の実現に向けた相手国との調整協議を進めることも必要だと思われる。

移行期では、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない支援が実施され、復興プロセスから女性が疎外されることなく、経済的自立やリーダーの育成などの成果を上げている。また、女性の労働参加、女性の社会活動への参画促進、難民キャンプの運営組織に女性や高齢者、障害者、子どもを含め多様な関係者が選出されるように働きかけている案件もある。これらの支援は、長年培われてきた文化や慣習、ジェンダーバイアスなどに変化をもたらそうとするものであることから即時的な成果は期待できないかもしれない。ゆえに、より効果的な支援計画を模索しながら諦めることなく支援が継続されることが重要だと思われる。さらには対象や対象地域の拡大による裨益者の増加や地域格差の縮小が図られることを期待したい。

今回とくに注目した点は、紛争後(または一部紛争下)の文脈の中で、参画、保護、予防にも関わってくるプログラム、プロジェクトに、これだけ日本が関わっていることだ。また、ミリタリー・アクションの中の情報共有が非常にセンシティブな課題であることは理解しているものの、とくにこの女性が伝統的にはあまり関わってこられなかった分野にも、女性の参画を進めるようなプロジェクト設計がはかられるなど、見るべき点も多い。例えば、UNAMSによるマリ中部における地雷対策活動では、暴力が日常化して一般市民の生活が脅かされている中で、現地CSO(市民社会組織)の巻き込み(ファシリテーター養成)や、地雷対策トレーニングなどでも、対象者の半数を女性にするとといった先進的な事例も見られる。

一方で、とくにUNなど国際機関による事業などで、ジェンダー主流化、ジェンダー視点を重視したように概要からは見えるものが、開示できるかたちで示されないことで、せっかく好事例となりうる案件が、詳細が分か

## IV 人道・復興支援

らないために評価として取り上げられないような状況はもたない印象を受けたので、今後は計画立案の段階から、きちんとジェンダー視点をもったデータ、情報の出し方を工夫されるべきではないかと思われる。

人道・復興フェーズにおいては、「難民・国内避難民」と「受け入れコミュニティ」双方の女性・少女の支援を同時に行い、大規模な人の移動に伴う支援ニーズの急増と受け入れコミュニティにおける負担増加に対応するプロジェクトがUN Womenによって実施されている。女性・少女の固有の状況・ニーズに対応するだけでなく、双方のコミュニティに残る性差別的な価値観・制度・慣行の変革をも同時に行なっている点が評価できる。男性リーダーや宗教指導者に働きかけ、彼らを巻き込むことにより、地域社会におけるジェンダー規範の変革と新たな価値観・やり方の定着を促しているが、特に、暴力の防止、女性による生産資源へのアクセスとコントロールの確保、意思決定への女性の参画の推進においては、男性リーダーの巻き込みや男性・少年への啓発が不可欠であり、こうしたプロジェクトで得られた教訓・知見・ノウハウは他地域でも応用できるだろう。

二国間支援においては、女性・少女のニーズに特化した支援が多数あり、効果を上げている。今後は、男性・少年を対象とした取組みや、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰、司法制度改革といった領域でのジェンダー平等推進に資する取組みが増えることを期待したい。例えば、男性・少年が直面するジェンダーに起因する困難の軽減、性別役割分業の解消、ジェンダーに基づく暴力の防止、女性のリプロダクティブ・ライツの確保を目的として男性・少年を巻き込む取組みや、全ての領域において事業の計画、実施、モニタリング、評価におけるジェンダー主流化を徹底し、制度や規範の変革に視するような取組みである。関連して、男性・少年の巻き込みやジェンダー主流化に専門的知見やノウハウを持つNGO、研究機関、国際機関等とのパートナーシップを積極的に模索することを推奨したい。

### ● 好事例

#### 1. ネパール緊急住宅復興事業（JICA、ネパール）

ネパールでは、2015年4月25日ゴルカ郡を震源とするマグニチュード7.8の地震が発生し、約50万戸が全壊、約26万戸が半壊という甚大な被害が生じた。JICAは、国際緊急援助隊による緊急支援から復旧復興までをシームレスに行うという方針のもと住宅の強靱化が急務であったことから緊急住宅復興事業が計画された。その計画に際し、社会開発促進としてジェンダー活動統合案件として女性のエンパワーメントを明確に位置付けている。また、被災郡ごとに環境社会ベースライン調査を実施して女性世帯主世帯の数や現状を確認し、その調査結果に基づいた支援の定量的効果を測るためのアウトカム指標を設定するなど、実態に即した計画が立案されている。

本案件では、各コミュニティに設置された地域社会基盤再生委員会(CBRC)に対する住宅再建のオリエンテーションを実施しているが、そのファシリテーター(現地NGO)として多くの女性が活動している。また、住民全員を招待したコミュニティ会議には多くの女性住民が参加し、女性が取りまとめ役としてリーダーシップを発揮して地域の復興に向けた女性たちのニーズや課題を解決するための話し合いが行われている。地域で暮らす女性たちの組織化とリーダーシップ・発言力強化を実現しており、ジェンダーの平等促進に向けた活動の定着化や風土の醸成という効果も期待できる。さらに、住民参加型手法(Community Mobilization Programme: CMP)では住宅復興資金を受け取るための銀行口座の開設を義務付けており、女性を含む社会的弱者の金融機関へのアクセスが改善されてきている。CMPの取り組みには、住宅再建率は飛躍的に改善、他

## IV 人道・復興支援

の被災者と顕著な差のない女性世帯主世帯の住宅再建という結果をもたらし、女性の土地や財産などの経済的資源に対する平等なアクセスを実現している。着実に女性をエンパワーし、生計再建を促進している本事業は継続中であり、今後、さらなる成果が期待できる。

### 2. アフガニスタン結核対策プロジェクトフェーズ3（JICA、アフガニスタン）

結核は、世界の死因のトップ10に入る感染症である。アフガニスタンでは、全死因に占める感染症の割合が一番高く、結核は全死因の中で7番目に多いことから2004年から結核対策プロジェクトが継続的に展開されてきた。本事業は、結核対策プロジェクトとして2015年からフェーズ3として実施されている。フェーズ1での成果は、スタッフ育成を含む結核対策の関連組織を強化、検査能力の強化、教育セクターとの連携による啓発活動であり、フェーズ2ではより標準的で質の高いサービスの提供という成果に繋げている。フェーズ3では、前フェーズにおいて実施した調査から若年結婚や多産、短い出産間隔などの女性たちの現状が結核発病のリスクファクターであるという結果に基づき計画された。結核の罹患リスクの高い妊産婦に対する積極的な介入にあたり、リプロダクティブ・ヘルスの一環として助産師(女性)たちが中心的な役割を担えるよう計画、実施されている。助産師が結核予防に関する専門的な知識を修得することは、周産期にある女性がより結核予防プログラムにアクセスする機会を増やし、より効果的な介入の実現が期待できる。

ただ、アフガニスタンは人口の30～40%が保健ケアへのアクセスができず、さらに農村部の女性や貧困状況にある女性は利用することができないとの指摘もあることから地域や対象による格差に関する調査と必要に応じた対策も期待したい。さらに、宗教的な理由から女性の医療スタッフを増やす必要があると思われるが、教育環境に大きな課題を抱えている。課題解決は容易ではないと推察するが、他のプロジェクトや関係機関、団体等と連携して女性の教育の機会を増やし、教育を通じた女性のエンパワーメントとジェンダー平等の推進を図ることが長期的には結核予防プロジェクトの成果にもつながるものと思われる。

国連は持続可能な開発目標(SDGs)と結核新戦略(End TB Strategy)において2015年をベースラインとして2030年までに結核死亡数の90%減少、罹患率の80%減少を目標としている。この目標に近づけるために、結核予防プロジェクトの発展的な継続が必要であると考えられる。

### 3. トルコ、ガジアンテプ県におけるシリア難民女性・少女及びホストコミュニティの社会経済的安定化(UN Women、トルコ)

シリアと国境を接しているトルコ共和国ガジアンテプ県は、2011年から始まったシリア人道危機における「激戦地」アレッポから近いこともあって、戦闘を逃れてきたシリア難民が急速に増加した地域のひとつであるが、ここはもともと少数民族クルド人との間で衝突があるなど、政治的にもセンシティブな地域としても知られている。ガジアンテプ県だけで30万人以上という難民の流入は(そして、シリア側のクルド人も多く流入してきた)、隣のシャンルウルファ県とともに、民族分布にも大きな影響を与える事態となり、緊張はいやがうえにも高まることになった。

そうした中で、UN Womenがトルコ政府、自治体とともに取り組みを行ったのが(プロジェクト概要からは、もともとジェンダー平等を促進する「パイロット」的なプロジェクトを同県で実施することを検討していた、という側面も見て取れて、一石二鳥のような部分もあってスムーズに実施された側面もあるかもしれないが)、本プロジェクトである。

## IV 人道・復興支援

わたしが注目したプロジェクトの大きなコンポーネントとしては、1) 難民の半数近くを占める女性と、受け入れコミュニティの女性がどちらも裨益する、生計向上プロジェクトの側面と、2) 新たに流入してきた難民(それも半数近くが女性)と、地元の受け入れコミュニティとの平和共存を狙った緊張緩和の側面とがあり、どちらも非常に画期的と言えるものだ。

前者においては、逃れてきた難民の中では、シリアでも多くの女性が職に就いていなかったところ、トルコにおいては言語の問題もあり、就職をはじめ収入を得るのが非常に困難であることから、職業訓練や日々の悩みを相談することができる、女性センターの存在はかなり有益なはずで、それも後者の方にも関係するが、女性同士が交流することによって、政治的な意味でも、経済的な意味でも対立しがちな男性中心の「有力者」同士の対話に比べて、スムーズに融和が進んでいくことも企画には込められている。

2018年12月、国連総会で採択されたGlobal Compact on Refugees(難民に関するグローバルコンパクト)でも強調されているように、今後は難民のみが裨益するのではなく、受け入れコミュニティも同様に恩恵を受けるようなプログラムが推奨されていて、それにならっていることも、先進的な事例と言えよう。

一方で、トルコ政府の政策もあって、難民の就業はそれが男性の場合であっても、地元住民(トルコ国民)と平等というわけではなく、ましてや同じイスラム圏ということもあって、女性が就ける職には限りがあることから、実際に難民女性およびその家族が、総体として十分な収入を得られる見込みには、楽観的には見られない(さらに保護の必要のある女性も出てくることを想定する必要がある)とは思いますが、まずは本プロジェクトがどのような推移を経て、一定の成果が得られたかは、引き続き検証していく価値は大きいと思われる。

### 4. フィリピン、パンサモロ包括的能力向上プロジェクト(JICA、フィリピン)

40年以上にもわたる政府と反政府武装勢力による内戦状態にあり、2014年に長年の協議を経て、やっと包括的和平合意が調印されたフィリピン・ミンダナオ島で、パンサモロ自治政府の発足と、今後の復興に向けた一大プロジェクトに、日本政府が直接かかわる意義は非常に大きい。そのプロジェクトの中でも、紛争影響地域での社会経済調査に携わる現地調査員の多くを女性が占める(30人中25人)など、当初より女性の参画が意識され、自治政府や現地リーダー等の、プロジェクトへの参画、研修対象者にも、女性が多く含まれるように企画され、実施されていることは、同様のプロジェクトが世界各国の紛争下、紛争後の復興プログラムにおけるモデルとなりうるだろう。近年(2017年?)も残念ながら一部衝突による避難民が発生している状況の中、本プロジェクトが当初掲げた目標をどのように達成できたか、完了報告での成果発表が待たれるところだ。

もとより紛争下で何万人もの登録さえされていない子どもたちへの対応をはじめ、今後少なくともフィリピン国内の他の地域の状況に追いついていくためには、おそらく自治政府の人材だけでは十分とは言えず、現地の人材育成はもとより、あらゆる面で国内外の専門家の支援も引き続き必要とされるだろう。近く終了する予定の今プロジェクト以降にも、引き続き平和の安定(紛争再発の予防)の観点からも、ジェンダー主流化を組み込んだ次の取り組みが期待される。



## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

### V モニタリング・評価・見直しの枠組み

**大目標: 行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。**

#### ●総評(行動計画の枠組みも含めて)

総合外交政策局女性参画推進室を外務省が2014年に設置してから5年目、「女性・平和・安全保障(WPS)に関する行動計画」の評価制度が始まって3年である(2016年4月28日に評価委員会立ち上げ)。これまで2017年3月「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書 2015年1月-12月」、次いで2018年3月に「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書 2016年1月-12月」が公表され、今回は第3回目である。

行動計画の評価における3年とは、中間評価であるモニタリングを経て、総合評価(レビュー)を使った見直しの枠組みが機能する時期に至っていることを意味する。モニタリングは形成的評価、すなわち計画の形成段階と実施段階で使われる事前評価・中間評価であり、したがって過去2年間の主要な役割は、計画の実施プロセスの監視と軌道修正を導くポイントの確認が中心であった。そして評価の3年目に入った2018年度からは成果(アウトカム)を意識した総括的評価が可能になってくる時期になったのである。もちろん、この総括的評価の結果は次の計画に反映されるため「見直し」活動のきっかけになる。

その際、前年度のモニタリング・評価の結果が、活動にどの程度反映されているかどうか重要なポイントになってくる。そのためにもまず全体として、「女性・平和安全保障に関する行動計画年次報告書」(2018年3月)に見られた2017年度における重要なレビュー・ポイントを確認したい。以下のとおりであった。

- 重複記載の事例が複数の柱の下で評価基準に基づき好事例として選ばれることに繋がった。これは、案件報告の記載の問題というよりも「行動計画」の枠組みにおける情報の整理が複雑で、モニタリング及び評価のツールとしては課題があることに起因するのではないかと考えられる。
- 多数の案件は活動実績(①アクティビティ)の記述に留まっている。成果が未確認であっても本報告書(2017年度-引用者)で取り上げた好事例は、アウトカムまで見据えるための視点や方法についてのヒントを含んでいるので、今後の事業企画の参考となる。
- 「行動計画」自体が厳密な評価を可能にする指標を求めている形式とな`れるけている。この点については、枠組みの見直しで再検討する必要がある。現段階(2017年度-引用者)では、区別可能なアクティビティ・アウトプットのレベルとアウトカムのレベルを対比することにより、政策目標や事業実施の結果変えるもの、変わるものがWPSにおける女性・少女の優先的ニーズの充足や生活の安全と未来の保障にどの程度・どのように貢献するか、を明示することを目指すべき

つぎに、2018年3月報告書のV章で指摘したことを確認したい。

- 全体として、いまだにアウトプットや活動に関する報告のレベルである。アウトカムの発現までは時間を要するからである。

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

- 他章の評価内容Ⅰ参画、Ⅱ予防、Ⅲ保護、Ⅳ人道・復興支援に共通して言えることは「実施」「開催」「参加促進」「促進」などの言葉を使った活動概要の報告になっている点である。理由は、現時点でもまだ行動計画が実施途中だからである。
- 事前に評価フレームワーク(評価対象、評価において使用するデータの収集方法、データの性格、データの分析手法、評価報告の読者)が、この行動計画に付属している「日本が実施する具体的な施策」の各具体策に「指標」が指示されているのでこの必要条件は満たされており、読者にとって分かりやすい。
- V章の役割は他章Ⅰ～Ⅳのチェックと評価になる。もちろんそれはⅠ～Ⅳにおいてアウトカム、アウトプットの数字が提示されている場合のみ可能である。

この指摘事項がどのように反映されたのかが、2018年度の評価活動の検討事項であった。

### 2018年度の評価の流れ

2017年度の活動を対象にした評価は、4回開催された。内容のポイントは以下のとおりである(重要な部分を要約して記述し修正)。

#### 第1回評価委員会(2018年6月16日)

1. 評価委員の作業を含む「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」の役割と関係府省庁の現状との整合性について、関係する全てのアクターの共通認識が必要であるとの意見が評価委員から出た。その上で関係府省庁や事業実施主体が報告書を共有する必要性の指摘、報告書を受けた関係府省庁と事業実施主体からの反応を知りたいという要望があった。
2. 関係府省庁からは、行動計画策定の段階から担当部署と連携しており、報告書を受けた今後の対応についても担当者と打ち合わせを行う予定であるとの発言。
3. 評価委員から、評価や提言が次にどう活かされるのかについてのPDCA(Plan Do Check Act)サイクルを明確にすべきという意見がでた。また評価の方向性に関して評価対象を開発系と緊急人道支援系と分けるかどうか、2017年度提出された案件のフォローアップを含むか、それとも新規案件のみを対象とするかどうかについて議論がでた。さらに評価対象の期間について拠出段階(イニシアチブ、企画書段階を含む)の事業か、実施中の事業か、あるいは既に完了した事業を対象とするかどうか議論すべきとの意見も出た。
4. これらの議論に対して外務省から、国際協力案件は二国間支援、国際機関経由ともに3～5年計画で実施しているものが多く、2018年度も2017年度と同様に報告書を作成する場合に優良事例として提出できる案件の大部分が昨年と重複する可能性がある旨と指摘された。
5. 評価委員から、評価作業の効率化に向けて評価委員が作業を開始する前に、報告書に必要な情報を事前に精査し必要に応じて追加情報を事業実施主体に対して要求すべきとの意見がでた。

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

### 第2回評価委員会(2018年7月6日)

1. 2017年度「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」について、関係府省庁及び関係機関から報告。各府省庁においては、報告書の共有は主に担当者や担当課室内であり、事業実施主体までの共有は特段行われていないが、今後各課、幹部、全体での情報共有と活用を促進し、組織内での啓発と情報共有を強化していく旨紹介があった。
2. 2018年次評価報告書の方向性について評価委員から、国内の好事例も積極的にとりあげ、今後の案件形成の参考になるような提案型の報告書としたいという意見が出された。
3. 実施状況のとりまとめ作業について、女性及びジェンダー関連の案件から好事例を抽出する方向で調整していくと確認。特に、国内における防災や減災関連事業、啓蒙、人材育成、研修等の取組やイベント等も視野に入れつつ国内案件の抽出を強化していくと確認。
4. モニタリング作業部会からは評価委員に対して、日本がこれから国際社会に向けて発信できるような我が国の特徴、強み、今後強みとなりうる潜在性のある分野を見いだす分析・評価を実施することについて提案。

### 第3回評価委員会(2018年12月1日)

1. 評価委員からの意見として、「女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書」において評価対象となる好事例の選定については、必ずしも各府省庁・関係機関のバランスを考慮する必要はなく、良い事例を取り上げることで合意。
2. 評価の段階には、①アクティビティ(活動実績)及びアウトプット(活動に対するインプットの結果)、②アウトカム(アウトプットを元にして獲得された結果・成果)の2段階がある。このことを念頭に置きながら評価を行うことが確認。
3. 第V章「モニタリング・評価」においては、他章の評価内容を評価すると共に行動計画のフレームワークも評価に含むこととなった。また評価委員からは、報告書の策定にあたり事業主体による現場からの情報収集に限界があることを踏まえ、評価委員会による個々の事業評価ではなく、むしろ国内行動計画に基づく取組概況の全体傾向や特徴的な取組について評価することが妥当であるという意見が挙げられた。
4. 国内における女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security: WPS)の認知度について問題意識が挙げられ、政策レベルで広く国民に周知していく必要性につき評価委員が指摘。
5. 評価委員からの意見を踏まえ、NGO及び市民社会との対話は2018年2月中旬から3月下旬に開催する方向で調整する。

### 第4回評価委員会(2019年2月7日)



## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

1. 好事例については重複することなく、各柱ごとに別の案件を取り上げることで合意。その一方で、各柱にまたがって事業が展開されていることから、重複して記載されがちな案件について来年度以降に、案件記載について整理が必要であるとの提言。
2. 事例が柱ごとに重なっている点については、保護や人道・復興支援とフェーズできっちり分けることは実際には現場的に難しく、いずれも重なる部分もあるため、改定版の時にはその点も提言をしたとの意見が出された。
3. 好事例として、日・UNDP／カザフスタン開発援助機関によるアフガニスタン女性支援プロジェクトに見られるマルチドナーで取り組むアプローチ（新しく、有効である）、ボコハラムのテロ攻撃によって被害者となった女性・少女達への緊急人道支援（ナイジェリア）、インフラ案件においてジェンダーの視点で女性の具体的な参画を取り入れた案件、JICAのコートジボワールの司法制度についての案件、スリランカのサリーのリサイクル事業などが注目に値する。
4. 評価委員からの意見を踏まえ、NGO及び市民社会との対話は、2018年3月25日以降の日程で開催する方向で調整。
5. 総評及び各論の総評について分担を決定、2月中旬には和文の本文を完成させる旨合意し、3月25日以降の日程でNGO・市民社会との意見交換の場を持つ予定が共有された。その際は中身の議論ができる実質的な会合とするため、すでにWPS関連分野に関する実績や知見のあるNGO・団体や有識者・専門家個人に参加してもらうことで協議。

以上の4回の評価委員会の会議の意見をふまえ、2017年度の計画の実施状況の評価、及び2016年度の計画実施状況評価を前提に3年間のレビューを行うことになった。その際、女性・平和・安全保障に関する行動計画評価委員会（2018年3月）で決定された以下のポイントを参考に、2019年3月に公表する2018年度の評価方針を確定している。

- **好事例**の選定は、昨年とは異なり各章の間や所管機関間のバランスではなく評価基準によるものとする。
- この評価基準は、**アクティビティ(Activity)**と**アウトプット(Output)**、そして**アウトカム(Outcome)**の2段階とし、選定された案件の評価にこれらを明示する。
- 事業の企画・活動・想定される結果の**ジェンダー・マーカー**は3つ。①エンパワーメントを主たる目的とする、②エンパワーメントに有意の貢献をしている、③エンパワーメントにほとんど貢献していない(参照:UN Gender Equality Marker Guidance Note September 2013)。
- 第V章モニタリング・評価・見直しの枠組みにおいては、他章I～IVの評価内容のみならず、「行動計画」の枠組みを含めて評価する。

### 個別指摘

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

以下、大目標 I から V まで順番に個別の指摘をした上で、この第 V 章では全体のレビューを行う。項目は好事例、activity/outputかoutcomeか、課題の3つで整理し、以下のように一覧する形にまとめた。

	好事例	activity/output outcome	課題
Ⅰ 参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バングラデシュにおける都市部のコミュニティ防災力向上支援事業</li> <li>● イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ2～横浜イニシアチブ～</li> <li>● アジアのムスリムが主流である国における強靱なコミュニティ作りの中での女性の権利向上による影響を通じた急進化及び暴力的過激主義の防止</li> </ul>	JICAの11事業でアウトカム、各事業の結果は活動・アウトプットが多い。	目標1-3、目標2-2、目標3-2、目標4-5では事例が挙がっていないため、引き続き女性の参画の実態報告が求められる。
Ⅱ 予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 女性と若者のためのコミュニティ平和構築事業</li> <li>● 暴力的過激主義防止への積極的な女性の参加</li> <li>● コンゴ民主共和国における性的暴力対処のための支援</li> <li>● ダルフール3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト。</li> </ul>	特に記述なし。	ジェンダー統計の整備、ジェンダー視点での分析が欠如。

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

<p>目 保 護</p>	<p>Ⅲ保護で好事例として紹介されているものは以下の4事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レバノンのホストコミュニティにおける女性及び若者のレジリエンス強化</li> <li>エジプト・イラク・ヨルダンにおける危機対応下の女性のリーダーシップ・エンパワーメント・アクセス及び保護</li> <li>アフガン女性警官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上</li> <li>国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2(コートジボワール)</li> </ul>	<p>成果に関して、記述的表現が目立つ。たとえば「(目標1)人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対する包括的支援では、順調に取り組みの数が増え、<u>成果が広がっている</u>。(目標5)紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援するの具体策のひとつ不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援のように、GBVのサバイバーへの適切な対応と加害者への不処罰の終焉を目的として、警察官や裁判官など司法関係者へ研修を行う事例も増加し、<u>着実な成果を見せている</u>。</p>	<p>以下で事例が選ばれていない。該当なしである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮」(目標2)</li> <li>「PKO要員の訓練への支援、派遣要員等による暴力防止、加害者の適切な捜査・処罰、これらの国際社会での推進」(目標4)</li> <li>「武装解除・動員解除・社会復帰・司法制度を含む治安部門改革において男女共同参画の視点で法律や制度の構築及び運用を支援し、人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築する」(目標5)。</li> </ul>
----------------------	---	--	--

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

<p>人道・復興支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紛争に影響を受けた女性のレジリエンスの向上と平和構築・和解への女性参加促進に関するプロジェクト</li> <li>内戦復興における女性のエンパワーメント サリールサイクル事業</li> <li>トルコ・ガージアンデプ県におけるシリア難民女性・少女及びホストコミュニティの社会経済的安定化</li> <li>フィリピン・バンサモロ包括的能力向上プロジェクト</li> </ul>	<p>特に記述なし。</p>	<p>ジェンダー主流化、ジェンダー視点を重視したように概要からは見えるが、開示されないことで、せっかく好事例となりうる案件が、詳細が分からないために評価として取り上げられない。計画立案の段階から、きちんとジェンダー視点をもったデータ、情報の出し方を工夫されるべき。</p>
----------------	---	----------------	--

### 全体としてのコメント

好事例の選定は、評価基準によると決定されていたが、その評価基準であるアクティビティ(Activity)とアウトプット(Output)、そしてアウトカム(Outcome)の2段階を積極的に意識して案件を選定したと書いている章は多くなかった。また、事業の企画・活動・想定される結果のジェンダー・マーカ、すなわち①エンパワーメントを主たる目的とする、②エンパワーメントに有意の貢献をしている、③エンパワーメントにほとんど貢献していない、の3つが十分活かされていなかったことも反省材料であろう。

さらに2018年3月に示されたレビューポイントの3つに関してはまだ記述が弱いため、さらなる今後の課題としたい。

- 「行動計画」の枠組みにおける情報の整理が複雑で、モニタリング及び評価のツールとしては課題がある
- 活動実績アクティビティとアウトプットの記述に留まっている
- 「行動計画」自体が厳密な評価を可能にする指標を求めている形式となっている。この点については、枠組みの見直しで再検討する必要がある

そして、この第V章で新たに付け加える検討課題がある。成果をどのような説得力を持つ手段で示すことができるか、そのアカウンタビリティの能力が問われている事実である。難しい検討課題である。

## V モニタリング・評価・見直しの枠組み

その一方で、評価の重要な役割を鑑みれば、何が実際に行われたのか、その事実を振り返り、反省点を探ることの記述が見られるので、この報告書の各章は次年度以降に行われる活動の参考になる。その意味で行動計画実施状況の評価を行う「評価委員会」は、基本的なミッションを果たしたと言える。

したがって、第V章モニタリング・評価・見直しの枠組みとしては、この他章I～IVの内容への言及を、次回の評価において留意するよう注意を喚起したい。

# 参考資料 1

## 参考資料1

### 実施状況報告書〈実施期間2017年1月－2017年12月〉 案件一覧

#### I. 参画

<p>大目標:平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。</p>	
<p>目標1:紛争予防・再発防止に関わる意思決定に女性が積極的な役割を果たすとともに、女性に対する配慮が反映されるようになる。</p>	
<p>具体策1 紛争予防・再発防止に関連する事業の計画・モニタリング・評価の各段階で女性に配慮するとともに、女性・女兒等の参画を確保</p>	<p>本行動計画の広報等を通じ、関係機関、組織への啓発を実施している</p>
<p>具体策2 女性に配慮した国連PKO等の平和構築活動への協力</p>	<p>○紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する統合訓練教材プロジェクト。国連PKOミッション等の全ての(軍事・警察・文民)要員を対象として、紛争下の性的暴力に対応する能力の向上を図るための教材等の開発及び教官向け訓練コースを実施。イタリア・プリンディンやウガンダ・エンテベにて教材開発に向けたワークショップを開催、新教材を利用したパイロットコースをコンゴ(民)にて、教官養成訓練コース(TOT)をウガンダ・エンテベで実施した。ウガンダ、コンゴ(民)、イタリア、2015年－2017年8月、外務省／国連PKO局(当時)及びフィールド支援局(当時)</p>
	<p>○国連通信学校プロジェクト。アフリカ内のPKOに派遣される各国通信要員に対し、計画的に訓練を実施。また、教官チームを特定のミッション現場に派遣し訓練を実施。2017年までに2,566名に対し訓練を実施した。2016年11月、2017年3月及び年6月、2018年5月及び10月に女性通信要員のみを対象とするアウトリーチ・セミナー( ICT Signal Training Women’s Outreach Program)も実施(我が国からは2016年11月に女性自衛官1名(3佐)が参加)。通信理論の座学のほか、国連所有の通信機器を利用した訓練、性的搾取及び虐待の防止、ジェンダーに関する教育も合わせて実施。(2015年1月－2019年終了見込み、外務省／国連フィールド支援局(当時))</p>
	<p>○紛争下の性的暴力に対応する国連PKO女性保護アドバイザーの能力構築のための訓練プロジェクト(2017－2018年12月、外務省／国連PKO局(当時)及びフィールド支援局(当時))</p>

## 参考資料 1

	<p>○派遣部隊におけるジェンダー担当官設置の検討中。(防衛省)</p> <p>(将来、国連PKO等に自衛隊の部隊が参加する場合に備え、ジェンダー担当官の設置について引き続き検討中。)</p>
<p>具体策3 女性に配慮した法律及び制度、及び、その運用並びに司法アクセスの改善を支援。</p>	<p>○紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所(SRSG-SVCV)を通じ、イラク、中央アフリカ、ソマリア等で実施、またJICAによってコートジボワール、コンゴ(民)、スリランカでも支援を実施。</p>
<p>具体策4 支援対象国の女性が平和構築の活動に積極的な役割を果たすよう支援。</p>	<p>○国連女性機関(UN Women)をはじめとした国連機関やJICA、NGO等を通じ、アジア、中東、アフリカ諸国で支援を実施</p>
<p>具体策5 国連平和構築基金(PBF)の女性関連プロジェクト拠出目標(30%)が達成されるよう、主要ドナー議長国としてイニシアティブをとる。</p>	<p>○2017年平和構築基金の承認額全体のうち、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するプロジェクトへの充当が目標を大きく上回る(36%)。(31カ国:ブルンジ、中央アフリカ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、シエラレオネ、ボスニア・ヘルツェゴビナ・ブルキナファソ・カメルーン、チャド、コロンビア、コートジボワール、エルサルバドル・ガンビア・ガテマラ、ハイチ、ホンジュラス、キルギスタン、レバノン、マリ、ミャンマー、ニジェール、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スリランカ、タジキスタン、タンザニア、イエメン)</p>
<p>目標2: 和平プロセスへの女性の参画が高まる</p>	
<p>具体策1 和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体を支援。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 日本が関与する和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む。)に紛争地域の女性代表の参加を確保。</p>	<p>該当無し</p>
<p>目標3: 人道・復興支援に関する意思決定に女性に対する配慮が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。</p>	
<p>具体策1 人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。</p>	<p>○復興における男女共同参画 ・復興庁において、主に女性が中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。2012年11月以降、100事例(2017年3月末現在)をとりまとめ、ホームページで公表。</p> <p>・復興庁において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて、復興において男女共同参画の視点を持つことの必要性を浸透させるための活動を実施。(2012年-現在、復興庁)</p>

## 参考資料 1

<p>具体策2 選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3 災害復興・防災支援事業において男女共同参画の視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性が担う地域減災力向上事業（2017年6月-2018年6月, インドネシア, JICA/被災地NGO協働センター）</li> <li>○地震と津波に強い街づくりプロジェクト(2017年6月-2018年6月, エクアドル, JICA, )</li> <li>○中米津波警報センター能力強化プロジェクト(2016年10月-2019年10月, ニカラグア, JICA)</li> <li>○サイクロンに強い地域・人づくりプロジェクトーサイクロン常襲地で、地域全体で防災、減災力を高めます(2017年10月ー 2020年9月, バングラデシュ, JICA/特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による海外協力の会)</li> <li>○バングラデシュにおける都市部のコミュニティ防災力向上支援事業(2017年3月-2020年3月, バングラデシュ, JICA/特定非営利活動法人SEEDS Asia)</li> <li>○自然災害早期警報システム構築プロジェクト(2013年2月-2017年2月, ミャンマー, JICA, )</li> <li>○モンゴル・ホブド県における地球環境変動に伴う大規模自然災害への防災啓発プロジェクト(2017年10月-2022年9月, モンゴル, JICA/名古屋大学, )</li> <li>○ジェンダーと多様性からの災害リスク削減(2017年度20日間, 対象国:イラク, カンボジア, コロンビア, バングラデシュ, ブータン(実施は日本), JICA, )</li> <li>○コミュニティラジオによる災害情報提供を活用した地域住民災害対応能力強化プロジェクト(2013年3月ー2017年8月, バングラデシュ, JICA/BHNテレコム支援協議会)</li> <li>○イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業フェーズ2～横浜イニシアチブ～(2015年3月ー2017年3月, フィリピン, JICA/横浜市、シティネット横浜オフィス)</li> </ul>
<p>具体策4 国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災分野における政策決定過程への女性の参画促（内閣府）</li> <li>①2015年12月に男女共同参画基本計画（第4次）を策定し、防災・復興における政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することすることを明記。2020年までに女性委員が登用されていない市町村防災会議を0にすること、地方防災会議の委員に占める女性の割合を30%にすることを成果目標として明記。本目標を達成すべく、毎年、都道府県・政令指定都市等に対して要請を行い、都道府県防災会議、</li> </ul>



## 参考資料 1

	<p>市町村防災会議等、防災・復興における政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大に向けた取組を推進した。2017年4月現在、女性委員が登用されていない市町村防災会議は420(2016年4月時点から16減)であり、都道府県防災会議の委員に占める女性委員の割合は14.9%(2015年4月時点から0.9ポイント増)、市町村防災会議の委員に占める女性の割合は8.1%(同0.1ポイント増)となっている。</p> <p>②政策決定過程や防災の現場に女性の参画が不可欠であることも含め、男女共同参画の視点から災害対応について関係者が理解し、男女共同参画の視点を防災施策に反映していくための研修プログラムを作成した。作成した研修プログラムは内閣府男女共同参画局HPに公開するとともに、全国的に活用が促進されるよう、試行的に一部の都道府県・市町村において研修を実施した。</p> <p>③内閣府男女共同参画局HPにおいて、避難所等における男女共同参画の推進を明記したマニュアル等、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る資料を掲載し、普及啓発を実施。</p> <p>④過去の災害対応における経験を基に作成した、男女共同参画の視点から必要な対策・対応に取り組む際の指針となる基本的事項を示した英語のパンフレットを国際会議の出席者や海外からの来訪者に配布し、男女共同参画の視点からの災害対応についての普及啓発を実施。</p>
<p>目標4:国内において、外交・安全保障政策にかかわる意思決定に男女共同参画の視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。</p>	
<p>具体策1 日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進。</p>	<p>○JPO (Junior Profesional Officer) 派遣制度, 国際機関幹部職員増強拠出金による派遣の実施 (外務省)</p> <p>○国連によるシニア・ウーマン・タレント・パイプライン・プロジェクトに対する財政支援(外務省/国連フィールド支援局(当時))</p> <p>○平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(外務省/広島平和構築人材育成センター)</p>
<p>具体策2 安保理決議1325及び関連決議等の実施に当たり、ジェンダー主流化、女性の参画を推進する部署の設置を含む体制を整備。</p>	<p>○2014年4月に外務省総合外交政策局人権人道課に女性参画推進室を設置し、安保理決議1325号及び関連決議等の実施, ジェンダー主流化, 女性の参画を推進する部署として設置し、体制を整備している(外務省)</p> <p>○防衛省における女性職員活躍・ワークライフバランス推進のための体制整備と取組の推進(防衛省)</p>

## 参考資料 1

	<p>○警察庁においては、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)並びに「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)に基づく取組計画として、「警察庁における女性職員の活躍と全職員のワークライフバランス等の推進のための取組計画」(平成27年3月17日警察庁長官決定。平成28年3月改正)を策定している。</p> <p>○ 警察庁に「警察庁ワークライフバランス等推進会議」を設置している。</p> <p>○ 警察庁長官官房人事課に女性職員活躍・ワークライフバランス担当官を置き、警察庁における産前産後休暇や育児休業等のための代替要員の配置及び調整等の業務、女性職員の活躍と全職員のワークライフバランスの推進並びに関係行政機関との連携業務に当たっている。(警察庁)</p>
<p>具体策3 男女共同参画の視点を有する人材の育成。</p>	<p>○統幕学校(国際平和協力センターを含む。)、陸上自衛隊(高等工科大学校、施設学校、国際活動教育隊)、防衛大学校及び防衛医科大学校が実施する教育課程において、男女共同参画社会、性的搾取・虐待(SEA)、性別に基づく暴力等について教育を実施(防衛省, 2017年実績:1817名)</p>
<p>具体策4 安保理決議1325、行動計画の周知広報。</p>	<p>○2017年5月に「女性・平和・安全保障」行動計画実施における評価について、市民社会と共催でシンポジウムを実施。第一回評価結果及び事例を市民社会と共有した。(安保理決議1325市民社会連絡会, 外務省)</p> <p>○また、2017年11月のWAW! では分科会テーマのひとつとして「女性・平和・安全保障～政策から実施へのギャップを埋める取組」を実施。女性・平和・安全保障のアジェンダを政策から実施に確実に移し、実質的な意味のある国際社会の取組にするうえで必要なこと、また紛争下の性的及びジェンダーに基づく暴力からの保護、紛争予防・解決、平和維持活動、平和構築、人道・復興支援のそれぞれの分野において各アクターのできる取組について議論した。(外務省)</p>
<p>具体策5 和平関連会議(紛争地域の復興支援会議を含む)に参加する日本代表团への女性の参加を高める。</p>	<p>該当無し</p>

## 参考資料 1

<p>具体策6 適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、国連PKO又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。</p>	<p>国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣の検討。これまで、防衛省として、国際平和協力活動に約530名の女性隊員を派遣しており、今後も女性隊員の積極的な派遣を検討(国連PKO:192、国際緊急援助活動:108、イラク人道復興支援特措法に基づく活動:146、テロ特措法・補給支援特措法に基づく活動:84)(防衛省,2018年8月時点のデータに基づく)</p>
---	---

## II. 予防

<p>大目標:紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、男女共同参画の視点を導入し強化する。</p>	
<p>目標1:紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムに男女共同参画の視点を導入する。</p>	
<p>具体策1 女性をめぐる課題に配慮した統計や分析手法を紛争分析に導入。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、女性をめぐる課題に配慮する。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3 早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参加。</p>	<p>○国際空港保安能力強化プロジェクト(バングラデシュ, JICA, 2017年12月~2019年12月) ○ナイロビ市キアンビウ・スラムにおける女性と若者のためのコミュニティ平和構築事業(2015年3月-2018年3月, ケニア, 外務省/特定非営利活動法人日本紛争予防センター) ○アジアのムスリムが主流である国における強靱なコミュニティ作りの中での女性の権利向上による影響を通じた急進化及び暴力的過激主義の防止(2017年4月-2018年3月, バングラデシュ, インドネシア, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策4 信頼醸成活動への女性の参加。</p>	<p>○暴力的過激主義防止への積極的な女性の参加(2017年4月-2018年3月, ケニア, 外務省/UN Women) ○スポーツを通じた平和促進(2017年9月-2019年3月, 南スーダン, JICA)</p>
<p>目標2:紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする。</p>	

## 参考資料 1

<p>具体策1 紛争の影響下にある社会における性別に基づく暴力等のリスク分析とリスク軽減措置。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参加し、指導的役割を担う。</p>	<p>○アジアのムスリムが主流である国における強靱なコミュニティ作りの中での女性の権利向上による影響を通じた急進化及び暴力的過激主義の防止(2017年4月－2018年3月, バングラデシュ, インドネシア, 外務省/UN Women)</p>
	<p>○暴力的過激主義防止への積極的な女性の参加(2017年4月－2018年3月, ケニア, 外務省/UN Women)</p>
<p>目標3: 紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるように支援し、和平プロセスに男女共同参画の視点を反映させる。</p>	
<p>具体策1 日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 性別に基づく暴力等への対応・予防を含め、日本が関わる和平プロセスに男女共同参画の視点を反映。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3 高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。</p>	<p>○コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2 (2015年7月－2018年9月, ネパール, JICA)</p>
<p>具体策4 紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。</p>	<p>該当無し</p>
<p>目標4: 男女共同参画の視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。</p>	
<p>具体策1 ジェンダー主流化と男女共同参画の視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保、男女別分析、ニーズ対応等を含む。)</p>	<p>○アフガニスタン女性警察官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上(2016年10月－2020年3月, アフガニスタン, JICA)</p>
	<p>○国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2(2016年11月－2019年3月, コートジボワール, JICA)</p>
	<p>○市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(コンゴ民主共和国, JICA, 2015年3月－2018年12月)</p>

## 参考資料 1

	○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー及びジェンダーに基づく暴力対応等に関する研修・ワークショップの実施)(アフガニスタン(実施はトルコ), JICA, 2015年10月—2018年1月)
<p>具体策2 男女共同参画の視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある司法部門の能力強化を支援。</p>	<p>○司法アドバイザー(専門家派遣事業。性的及びジェンダーに基づく暴力、土地問題含む男女別の法律相談ニーズの違いなどを把握し、パンフレットでの啓蒙、法律情報コールセンターの設置支援や関係者の研修、司法セクターの対応能力強化につながる支援)(コートジボワール, JICA, 2014年12月—2017年4月)</p> <p>○コンゴ(民)における性的暴力対処のための履行促進支援(2016年4月—2017年12月, コンゴ(民), 外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策3 男女共同参画の視点とジェンダー主流化と取り入れたコミュニティの再建(リハビリテーション)支援。</p>	<p>○大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ強化プロジェクト(フェーズ2)(2017年10月—2021年6月, コートジボワール, JICA, )</p> <p>○ダルフル3州における公共サービスの向上を通じた平和構築プロジェクト(2015年3月—2019年3月, スーダン, JICA)</p>
<p>具体策4 男女共同参画の視点を取り入れた小型武器管理支援。</p>	該当無し
<p>具体策5 男女共同参画の視点を取り入れた人身取引対策(被害者保護、加害者の追訴及び防止)支援。</p>	<p>○アセアン諸国における人身取引対策協力促進のための研修(2017年10月—11月, 対象国:タイ、ミャンマー、ベトナム、ラオス、フィリピン、カンボジア、マレーシア(実施は日本), JICA, )</p> <p>○メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト(2015年4月—2019年4月, タイ, JICA)</p>
<p>具体策6 男女別の分析や安保理決議1325実施の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。</p>	該当無し
<p>具体策7 女性の地位向上や男女共同参画の視点を取り入れた海外の教育の支援。</p>	該当無し
<p>目標5: 平和維持活動や平和支援活動、平和構築活動への女性の参加を促進し、女性が指導的役割を担えるよう支援して、PKO要員等の平和支援活動要員による性的搾取・虐待(SEA)や性別に基づく暴力等の予防・対応能力を強化する。</p>	
<p>具体策 PKO要員等による女性に対する暴力等の予防・対応能力を強化。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年—2017年3月, 外務省/国連フィールド支援局(当時))</p> <p>○紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する統合訓練教材プロジェクト(, 2015年—2017年8月, ウガンダ,</p>

## 参考資料 1

	<p>コンゴ(民), イタリア, 外務省/国連PKO局(当時)及びフィールド支援局(当時)</p> <p>○国際平和協力上級課程(統幕学校国際平和協力センター)、幹部特技課程等(陸上自衛隊国際活動教育隊及び防衛医科大学校)において、性的搾取・虐待(SEA)等について教育を実施(防衛省, 2017年実績:376名)。</p> <p>○警察では、5月、警察の国際協力を担う人材育成を図るため警察大学校で実施している「国際協力課程」において関連教育を行った(警察庁)。</p>
<p>目標6: 国家間の緊張を緩和し、有効関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のため、国内における女性、市民社会・NGOの活動を促進する。</p>	
<p>具体策1 緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和の為の交流、研究活動等への支援。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 安保理決議1325実施に向けた国際協力の促進。</p>	<p>○OWAW!2017 の開催(2017年11月, 東京, 外務省)</p> <p>○日英共催 紛争下の性的暴力防止イニシアチブ(PSVI)とグローバル・アクション(紛争下の性的暴力担当プラミラ・パッテン国連事務総長特別代表(SRSG)を迎えて)政府関係者, NGO, 国際機関, メディア含む市民社会を招待して開催した。(東京, 外務省/在京英国大使館, 2017年10月 WAW! 2017サイドイベント)</p> <p>○パッテンSRSG—SVCとWPS行動計画評価委員との意見交換(2017年10月, 東京, 外務省)</p>
<p>具体策3 国内において、平和教育を促進。</p>	<p>○OWAW!2017の開催(2017年11月, 東京, 外務省)</p>

### III. 保護

<p>大目標: 紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女児を含む多様な受益者が、性別に基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。</p>	
<p>目標1: 人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。</p>	
<p>具体策1 性別に基づく暴力の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。</p>	<p>○紛争に影響を受けた女性のレジリエンス向上と、平和構築・調停への女性参加推進に関するプロジェクト(2017年4月—2018年3月, 南スーダン, 外務省/UN Women, )</p> <p>○レバノンのホストコミュニティにおける女性及び若者のレジリエンス強化(2017年4月—2018年3月, レバノン, 外務省/UN Women)</p>



## 参考資料 1

	<p>○エジプト、イラク、ヨルダンにおける危機対応下の女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護(2017年4月—2018年3月, エジプト・イラク・ヨルダン, 外務省/UN Women)</p> <p>○カメルーン極北州におけるボコ・ハラムの元人質女性, 少女及びホストコミュニティへの十分な支援を通じた過激化対策(2017年4月—2018年3月, カメルーン, 外務省/UN Women)</p> <p>○ソマリア政府に対する紛争下の性的暴力対応能力強化のためのフォローアップ支援(2017年4月—2018年12月, ソマリア, 外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策2 国連PKO等の平和構築活動や災害派遣、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年—2017年3月, 外務省/国連フィールド支援局(当時))</p> <p>○パシフィック・パートナーシップでのWPSセミナー開催。セッション1を「WPS国別行動計画作成における教訓」、セッション2を「スリランカの取組み及び南アジアの状況」として2部構成で実施。セミナーには、PP2017任務指揮官(Stanfield Chien米海軍大佐)以下米軍人、スリランカ駐在国連機関、スリランカ陸・海・空軍、警察、外務省、女性子供問題担当省、NGO他、一般市民を含む100名以上が参加。アジア太平洋地域は、世界で最も自然災害の多い地域。災害予防および援助の計画立案及び実施に女性の視点を取り入れることにより、災害対応時にもWPSの視点を活かす取組みにとって有益なセミナーになった(2017年3月, スリランカ, 防衛省/米海軍, )</p> <p>○警察では、5月、警察の国際協力を担う人材育成を図るため警察大学校で実施している「国際協力過程」において関連教育を行った(警察庁, 2017年5月)</p>
<p>具体策3 性別に基づく暴力の被害者に対する移行期の(又は中長期的な)支援。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の被害者支援のための信託基金に対する財政支援(2017年～, 世界各国, 外務省/国連フィールド支援局(当時))</p>
<p>具体策4 国連PKO等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する文民たる職員・隊員による性別に基づく暴力の予防。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年—2017年3月, 外務省/DFS)</p> <p>○ケニア国際平和支援訓練センター(IPSTC)における平和支援活動へのジェンダー統合事業(2016年1月—12月, 外務省/UN Women)</p>
<p>具体策5 国連等による紛争下における性別に基づく暴力関連活動への支援。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年—2017年3月, 外務省/国連フィールド支援局(当時))</p> <p>○紛争下の性的暴力からの女性の保護に関する訓練プロジェクト(ウガンダ, コンゴ(民), イタリア, 2015年—2)</p>

## 参考資料 1

	<p>017年8月, 外務省/国連PKO局(当時)及びフィールド支援局(当時)</p> <p>○紛争下の性的暴力に対応する国連PKO女性保護アドバイザーの能力構築のための訓練プロジェクト(世界各国対象, 外務省/国連フィールド支援局(当時))</p> <p>○性的搾取・虐待(SEA)の被害者支援のための信託基金に対する財政支援(世界各国対象, 外務省/国連フィールド支援局(当時))</p>
<p>目標2: 人道上の危機的状況下における性別に基づく暴力等のリスクが低減され、予防される。</p>	
<p>具体策1 現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の被害者支援のための信託基金に対する財政支援(世界各国対象, 外務省/国連PKO局(当時)及びフィールド支援局(当時))</p>
<p>具体策2 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案に際の性別に基づく暴力リスク分析。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3 女性・女兒(特にマイノリティ女性、寡婦等)を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策4 コミュニティの参加・動員による性別に基づく暴力の根絶及び男女平等促進プログラムの支援。</p>	<p>○平和構築プロセスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワメント推進(JICA、南スーダン)</p> <p>○性的搾取・虐待(SEA)の被害者支援のための信託基金に対する財政支援(世界各国対象, 外務省/国連及びフィールド支援局(当時))</p>
<p>具体策5 不正な小型武器の取引に対する女性に対する配慮を取り入れた国際的な規制を強化。</p>	<p>該当無し</p>
<p>目標3: 難民・国内避難民の保護及び支援に男女共同参画の視点が反映され、性別に基づく暴力が防止される。</p>	
<p>具体策1 難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女兒等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定し記録する。</p>	<p>該当無し</p>



## 参考資料 1

<p>具体策3 水・衛生・衛生促進(WASH)、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に性別の基づく暴力の予防及び対応の視点を確保。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策4 難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象として保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女兒等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。</p>	<p>○シリア難民向け社会サービスに係る情報収集・確認調査(2017年10月—2018年3月、JICA、トルコ)</p>
<p>具体策5 日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。</p>	<p>○女子の被收容者の処遇に関する取組(法務省) ○難民認定申請者に関する取組(法務省) ○難民調査官研修における「性別に基づく暴力等に係る研修」の実施(法務省)</p>
<p>目標4: 派遣要員等による性別に基づく暴力を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。</p>	
<p>具体策1 国連PKO活動に派遣される派遣要員による性別に基づく暴力の予防。</p>	<p>○性的搾取・虐待(SEA)の防止のための全フィールド要員向けE-learningプログラム(2015年—2017年3月、外務省/国連フィールド支援局(当時))</p> <p>○国際平和協力活動への女性隊員の積極的な派遣の検討。これまで、防衛省として、国際平和協力活動に約530名の女性隊員を派遣しており、今後も女性隊員の積極的な派遣を検討(国連PKO:192、国際緊急援助活動:108、イラク人道復興支援特措法に基づく活動:146、テロ特措法・補給支援特措法に基づく活動:84)(防衛省, 2018年8月時点のデータに基づく)</p>
<p>具体策2 PKO要員の訓練への支援。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3 派遣時に性別に基づく暴力の加害があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策4 性別に基づく暴力の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。</p>	

## 参考資料 1

<p>具体策5 UN Women、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所(ICC)等に対する人的・財政的貢献。</p>	<p>該当無し</p>
<p>目標5: 紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度を含む治安部門改革(SSR)を支援する。</p>	
<p>具体策1 紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除への女性・女兒の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への男女共同参画の視点の導入。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策2 男女共同参画の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。</p>	<p>○ソマリアにおける紛争関連の性的暴力に対処するための「行動計画」実施支援(2016年4月-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC)</p> <p>○コンゴ民における性的暴力対処のための履行促進支援(2016年4月-2017年12月, 外務省/SRSG-SVC)</p>
<p>具体策3 不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。</p>	<p>○アフガニスタン女性警察官支援(ジェンダー)(2015年10月-2018年1月, アフガニスタン(トルコ)JICA)</p> <p>○アフガン女性警官のジェンダーに基づく暴力への対応能力向上、(2016年10月-2020年3月、アフガニスタン(トルコ)、JICA)</p> <p>○市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(2015年3月-2018年12月、コンゴ(民)、JICA)</p> <p>○国家警察能力強化支援プロジェクトフェーズ2 (2016年11月-2019年3月、コートジボワール、JICA)</p> <p>○イラク向け警察分野人材能力向上フェーズ2(2016年4月-2019年3月。ヨルダン、JICA)</p>
<p>具体策4 人道上の危機的状況後の性別に基づく暴力の報告制度構築の支援。</p>	<p>該当無し</p>

#### IV. 人道・復興支援

大目標: 女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。

## 参考資料 1

<p>目標1:【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女兒等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。</p>	
<p>具体策1【初動調査】 緊急支援や人道支援を計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女兒等の固有の状況・ニーズの把握。</p>	<p>○国際緊急援助隊・医療チーム研修(自然災害等での支援:宗教上の理由で女性患者に必要な配慮等の模擬訓練、男女別の入り口や仕切りの必要性など、どのようなジェンダー配慮が必要かについての研修を実施(JICA国際緊急援助隊事務局))</p>
<p>具体策2【計画立案】 女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映した事業形成。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策3【実施・制度構築】 食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されがちな女性・女兒等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策4【登録】 緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズの特定と記録。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策5【性別に基づく暴力等の防止・対策・保護】女性・女兒等に対する性別に基づく暴力等の防止・対策・保護への取組の支援。</p>	<p>○コンゴ(民)における緊急支援活動(2017年4月—2017年12月、外務省/ICRC)</p>
	<p>○南スーダンにおける緊急支援活動(2017年4月—2017年12月、外務省/ICRC)</p>
	<p>○アフガニスタンにおける緊急支援活動(外務省、ICRC)</p>
<p>目標2:【移行期】女性・女兒等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女兒等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。</p>	
<p>具体策1【資金の確保】 女性・女兒等の脆弱層への支援及びジェンダー主流化を進める事業への支援。</p>	<p>○シリア難民女性生計向上支援プロジェクト(2016年4月—2019年3月、ヨルダン、JICA)</p>
	<p>○難民キャンプ改善プロジェクト(2016年12月—2019年12月、パレスチナ、JICA)</p>
<p>具体策2【固有の状況・ニーズの反映】 事業計画の企画・立案・実施に、女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映。</p>	<p>○ジェンダー情報整備調査(2016年10月—2017年10月、南スーダン、JICA)</p>
	<p>○首都ジュバにおける女性起業家のビジネスにかかるフィールド調査(2017年12月—2018年3月、南スーダン、JICA)</p>

## 参考資料 1

	○ジェンダー情報整備調査(2016年10月—2017年3月、コンゴ(民)、JICA)
	○バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(2013年—2019年7月、フィリピン、JICA)
	○職業訓練政策・行政・運営管理アドバイザー(2016年2月—2017年12月、南スーダン、JICA)
	○包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト(2012年7月—2017年3月、南スーダン、JICA)
	○理数科教育強化アドバイザー(2015年9月—2018年1月、南スーダン、JICA)
	○ネパール地震復旧・復興プロジェクト(2015年7月—2019年3月、ネパール、JICA)
<p>目標3:【復興期】紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じて男女共同参画の視点を取り入れ、女性・女兒等の権利の促進、男女平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。</p>	
<p>具体策1【計画策定】 事業の計画策定への男女共同参画の視点の導入。</p>	○緊急住宅復興事業(2015年12月—2021年3月、ネパール、JICA)
	○西ナイル地域難民受入コミュニティの現状及びニーズに係る情報収集・確認調査(2017年7月—2018年7月、ウガンダ、JICA)
	○コミュニティ開発を通じた生計向上と信頼醸成(2017年1月—2019年1月、コソボ、JICA)
	○2017年度国別ジェンダー情報収集・確認調査(2017年11月—2018年3月、エジプト、JICA)
	○結核対策プロジェクトフェーズ3(2015年10月—2018年9月、アフガニスタン、JICA)
	○地方産品と地方ブランドの開発プロジェクトフェーズ2(2016年7月—2019年7月、アルメニア、JICA)
	○アチヨリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト(2016年6月—2020年6月、ウガンダ、JICA)
	○ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト(2012年12月—2018年3月、パレスチナ、JICA)
	○紛争影響地域を主としたジェンダー情報収集・確認調査(2015年11月—、スリランカ、JICA)

## 参考資料 1

	<p>○ボホール州トゥビゴン市における予防/準備/対応/復旧に関する防災能力向上プロジェクト(2014年12月—2018年12月、フィリピン、JICA/名古屋工業大学)</p> <p>○アフガニスタン人の帰還対応関連支援(2017年3月—2018年2月、アフガニスタン、外務省/IOM)</p> <p>○マリ中部における暴力的過激主義防止のための地雷対策活動(2017年4月—2018年3月、マリ、外務省/PKO局地雷対策サービス部、UNMAS)</p>
<p>具体策2【女性の参画】 事業の実施における女性の参加の確保。</p>	<p>○カンビア県地域開発能力向上プロジェクト(2009年1月—2018年11月、シエラレオネ、JICA)</p> <p>○中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト(2013年11月—2017年4月、コートジボワール、JICA)</p> <p>○零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト(2013年9月—2017年3月、パレスチナ、JICA)</p>
<p>具体策3【モニタリング】 事業のモニタリング、評価への男女共同参画の視点の導入。</p>	<p>該当無し</p>
<p>具体策4【実施・制度構築】 事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み(制度面・エンパワーメント)の構築。</p>	<p>○アパレル産業技能向上・マーケット多様化プロジェクト(第1期)(2016年6月—2020年8月、パキスタン、JICA)</p> <p>○オルタナティブ教育推進プロジェクト(2015年9月—「2019年10月、パキスタン、JICA」)</p> <p>○カメルーン極北州におけるボコ・ハラムの元人質女性、少女及びホストコミュニティへの十分な支援を通じた過激化対策(2017年4月—2018年3月、カメルーン、外務省/UN Women)</p>
	<p>○紛争に影響を受けた女性のレジリエンス向上と、平和構築・調停への女性参加推進に関するプロジェクト(2017年4月—2018年3月、南スーダン、外務省/UN Women)</p> <p>○レバノンのホストコミュニティにおける女性及び若者のレジリエンス強化(2017年4月—2018年3月、レバノン、外務省/UN Women)</p> <p>○ガージアンテプ県におけるシリア難民女性・少女及びホストコミュニティの社会経済的安定化(2017年4月—2018年3月、トルコ、外務省/UN Women)</p> <p>○エジプト、イラク、ヨルダンにおける危機対応下の女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護(2017年4月—2018年3月、エジプト・イラク・ヨルダン、外務省/UN Women)</p>

## 参考資料 1

<p>具体策5【男性・男児の関与】</p> <p>紛争・災害後の復興期の社会における男性・男児が直面する課題及びそれらの課題が男女間の関係性・性別に基づく暴力等の発生に与える影響の調査への支援並びに男性・男児が性別に基づく暴力等の防止及び女性・女児等の支援に貢献する事業への支援。</p>	<p>該当無し</p>
<p>目標4:【重点課題】人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女児等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。</p>	
<p>具体策1【保健】</p> <p>女性、女児等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女児のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トリバン大学教育病院医療機材改善計画(2016年12月—2021年10月、ネパール、JICA)</li> <li>○ネパール国カスキ郡マチャプチャレ行政村ワード6における栄養改善と生活習慣病予防のための活動(2017年9月—2019年8月、ネパール、JICA/学校法人森ノ宮医療大学)</li> <li>○ポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクト(2017年6月—2020年4月、ネパール、JICA/ネパール交流市民の会)</li> <li>○小児感染症予防計画(UNICEF連携)(2016年12月—2017年7月、アフガニスタン、JICA)</li> <li>○保健サービス監理支援能力強化(2015年11月—2018年8月、リベリア、JICA)</li> <li>○妊産婦・新生児ケア人材の能力強化プロジェクト(2013年8月—2018年8月、ブルンジ、JICA)</li> <li>○保健人材開発支援プロジェクトフェーズ2(2014年11月—2018年3月、コンゴ(民)、JICA)</li> <li>○安心・安全な出産のための母子保健改善事業(2015年3月—2017年3月、ネパール、JICA/ネパール交流市民の会)</li> <li>○定期予防接種強化プロジェクト(2014年11—2018年6月、パキスタン、JICA)</li> <li>○ハトリア郡における包括的地域保健サービス(SISCa)向上事業(2014年1月—2017年1月、東ティモール、JICA)</li> <li>○保健システム強化プロジェクト(2014年11月—2018年11月、ミャンマー、JICA)</li> </ul>



## 参考資料 1

<p>具体策1【保健】</p> <p>女性、女兒等が基礎的医療サービスを受容するよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女兒のセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	○シリア難民ホストコミュニティ地方部における村落保健センターのサービス向上プロジェクト(2016年4月—2018年4月, ヨルダン, JICA)
	○ポストエボラ・リベリア復興期の妊産婦保健のための人材促進(2016年3月—2017年9月, リベリア, 外務省/UNFPA)
	○パレスチナの女性のための乳がん早期発見及び啓蒙活動支援(2016年3月—2017年9月, パレスチナ, 外務省/UNFPA)
	○産科緊急ケアのためのインフラ支援(2016年3月—2018年6月, シエラレオネ, 外務省/UNFPA)
	○女性のエンパワーメント及び生計維持手段の改善を通じた危機の影響かある脆弱な家庭のレジリエンス強化(2017年3月—2018年3月, シリア, 外務省/UNFPA)
	○トルコ国内のシリア人若年者向けのリプロダクティブ・ヘルスの情報へのアクセス拡大(2017年2月—2018年2月, トルコ, 外務省/UNFPA)
	○イラクにおける国内避難民及びシリア難民の女性に対する妊産婦医療と性暴力に関する統合的対応サービスの提供(2017年2月—2018年2月, イラク, 外務省/UNFPA)
	○ヨルダン北東部ルワイシッド病院での国境緩衝地帯から流入するシリア難民, 亡命希望者及びホスト・コミュニティに対する緊急産科, リプロダクティブ・ヘルス・サービスの提供(2017年2月—2018年2月, ヨルダン, 外務省/UNFPA)
	○女性保健:社会的に脆弱な地域におけるリプロダクティブ・ヘルス及び乳がんにかかる緊急対応(2017年2月—2018年8月, パレスチナ, 外務省/UNFPA)
	○難民・国内避難民・ホストコミュニティの住民間の性と性差に基づく暴力(SGBV)の予防および対策支援、質の高い性と生殖に関する健康サービスのアクセス改善(2017年2月—2018年2月, コンゴ(民), 外務省/UNFPA)
○ソマリアにおける帰還民、隔離されたコミュニティでの妊婦及び新生児の死亡率・関連する疾病率低下のための保健システム構築支援(2017年2月—2018年2月, ソマリア, 外務省/UNFPA)	
○南スーダンにおける性的暴力への対応を含む性と生殖に関する保健サービス強化(2017年2月—2018年2月, 南スーダン, 外務省/UNFPA)	

## 参考資料 1

<p>具体策1【保健】</p> <p>女性、女児等が基礎的医療サービスを受用するよう支援。特に、セクシヤル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女児のセクシヤル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エルニーニョによる干魃被害を受けたティグライ州、アムハラ州、南部諸民族州及びオロミア州におけるリプロダクティブ・ヘルス・ニーズ及びジェンダーに基づく暴力への取組(2017年2月—2018年2月, エチオピア, 外務省/UNFPA)</li> <li>○官民及び市民社会パートナーシップ・イニシアティブの社会介入を通じた質の高い性と生殖に関する保健サービス提供の改善(2017年2月—2018年1月, ガーナ, 外務省/IPPF)</li> <li>○マンガチ県における若者と女性のHIVに対する脆弱性低減のためのエンパワメント(2016年8月—2018年8月, マラウイ, 外務省/IPPF)</li> <li>○イエメンの若い女性と子どもの脆弱性低減と, 人間の安全保障の推進(2017年3月—2018年11月, イエメン, 外務省/IPPF)</li> <li>○アガディール市びタンジェ市農村の脆弱な農業労働者のためのHIVを含むSRHRサービスへのアクセス改善(2016年10月—2018年9月, モロッコ, 外務省/IPPF)</li> <li>○セクシヤル・リプロダクティブ・ヘルスの国家緊急時対応計画への統合(2017年3月—2019年3月, モルディブ, 外務省/IPPF)</li> <li>○女性が輝く—ラオス, カムアン県の若者のセクシヤル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康・権利)へのアクセスを高め, 妊産婦死亡率を削減する(2017年7月—2019年6月, ラオス, 外務省/IPPF)</li> <li>○コンゴ民主共和国赤道州の先住民族に対するセクシヤル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ(性と生殖に関する健康・権利)へのアクセス強化(2017年5月—2018年10月, コンゴ(民), 外務省/IPPF)</li> <li>○HIVとともに生きるトーゴ女性へのHIV/エイズと子宮頸癌の統合ケアの提供(2017年3月—2019年3月, トーゴ, 外務省/IPPF)</li> </ul>
<p>具体策2【教育1】</p> <p>紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。また、紛争時に教育を受けることができなかつた子ども、若者に対する教育機会の提供支援。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校セクター開発計画(2016年8月—2017年2月/2017年8月—2018年2月, ネパール, JICA)</li> <li>○識字教育強化プロジェクトフェーズ2(2010年4月—2018年7月, アフガニスタン, JICA)</li> </ul>

## 参考資料 1

	○ Bangladeshにおける避難民の女性、子供及び脆弱な立場にあるホストコミュニティに対する救援活動（2017年2月—2018年2月、Bangladesh、外務省／UNICEF）
<b>具体策3【教育2】</b> 女性・女児に対する平等な教育を支援。	○ 中央県及びアルティボニット県小中学校建設計画（2017年5月—2021年4月、ハイチ、JICA）
	○ 女性教師養成制度の構築を目指すプロジェクト（2016年10月—2019年9月、ネパール、JICA/日本ネパール女性協会）
	○ 国立職業訓練機構能力強化プロジェクト（2015年1月—2020年1月、コンゴ（民）、JICA）
	○ パレスチナ日本初等理科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクト（2016年11月—2018年11月、パレスチナ、JICA）
	○ 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクトフェーズ2（2016年3月—2025年3月、アフガニスタン、JICA）
<b>具体策4【農業】</b> 復興のための農業・農村開発支援に男女共同参画の視点を組み込む。	○ 天水稲作持続的生産支援プロジェクト（2014年10月—2018年10月、セネガル、JICA）
	○ 水利組合による持続的な灌漑用水管理プロジェクト（2017年4月—2020年1月、イラク、JICA）
	○ ヨルダン・日本・イスラエル三角協力：ヨルダン先進農業技術の導入計画プロジェクトフェーズ3（2017年1月—2020年1月、ヨルダン、JICA）
	○ 国産米振興プロジェクト（2014年1月—2018年12月、コートジボワール、JICA）
	○ 一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト（2014年3月—2020年2月、コロンビア、JICA）
	○ 後発地域における農産物の生産・販売促進による地域開発支援（2014年10月—2017年9月、スリランカ、JICA）
	○ シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト（2015年3月—2020年3月、ネパール、JICA）
	○ 一村一品・イシククリ式アプローチの他州展開プロジェクト（2017年1月—2020年1月、キルギス、JICA）
<b>具体策5【生計支援・収入向上】</b>	○ 東かがわとネパールをつなぐ女性生活改善プロジェクト（2017年8月—2020年8月、ネパール、JICA/ネパールへの技術協力実行委員会）

## 参考資料 1

<p>復興にかかる生計・収入向上支援事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	○シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト(2017年3月—2022年10月, パキスタン, JICA)
	○国内避難民へのパーボイル研修(2016年—2018年, ナイジェリア, JICA)
	○農村女性による経済活動支援(2013年10月—2018年9月, 東ティモール, JICA/特定非営利活動法人パルシック)
	○内戦復興における女性のエンパワメント—サリー・リサイクル事業(2015年4月—2018年3月, スリランカ, JICA / 特定非営利活動法人パルシック)
	○丘陵地における自然環境に配慮した循環型農業と景観保護を通じた生計向上(2012年6月—2017年5月, ネパール, JICA/ラブグリーンジャパン)
	○市場志向型農業のための農業普及改善プロジェクト(2016年7月—2021年7月, パレスチナ, JICA)
	○パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトフェーズ3(2016年9月—2018年9月, ヨルダン, JICA)
	○ヨルダンにおける緊急支援活動(2017年4月—12月, ヨルダン, 外務省/ICRC)
<p>具体策6【インフラ整備】 復興のためのインフラ整備に女性・女児の保護や男女共同参画の視点を組み込む。</p>	○ナイジェリアにおける緊急支援活動(2017年4月—12月, ナイジェリア, 外務省/ICRC)
	○貧困削減地方開発事業(フェーズ2)(2017年3月—2021年5月, ミャンマー, JICA)
	○ネパール地震復旧・復興計画(2016年2月—2019年6月, ネパール, JICA)
	○タンナ島における在来建設技術の高度化支援事業(2019年9月—2018年9月, バヌアツ, JICA)
<p>具体策7【DDR-SSR】 紛争後の元兵士(子ども兵を含む。)の武装解除において女性・女児のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	○産業集積地(カビテ州)洪水対策事業準備調査(2015年2月—2017年7月, フィリピン, JICA)
	○派遣部隊におけるジェンダー担当官設置の検討(防衛省)(左記の業務が国際平和協力業務に該当し、当該業務を自衛隊が実施する場合)将来、国連PKO等に自衛隊の部隊が参加する場合に備え、ジェンダー担当官の設置について引き続き検討中。
<p>具体策8【司法制度支援】 紛争後の司法改革を支援する事業に男女共同参画の視点を組み込む。</p>	○ソマリア政府に対する紛争下の性的暴力対応能力強化のためのフォローアップ支援(2017年4月—2018年3月, ソマリア, 外務省/SRSG-SVC)
	○司法アドバイザー(2014年12月—2017年4月, コートジボワール, JICA)

## 参考資料 1

目標5: 人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織が男女のバランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、性別に基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業における男女共同参画の視点の導入を徹底する。	
<p>具体策</p> <p>計画策定・実施の際に、男女共同参画の視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保。</p>	<p>○アフガニスタン人の帰還対応関連支援(2017年3月—2018年2月, アフガニスタン, 外務省/IOM)</p>

### V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

大目標: 行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。	
目標1: 行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。	
<p>具体策1</p> <p>各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。</p>	<p>○2016年4月～, 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置済み</p>
<p>具体策2</p> <p>各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会(以下「作業部会」)を設置する(作業部会の事務局は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める。)</p>	<p>○2016年4月～, 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイントを設置済み</p>
<p>具体策3</p> <p>外務省は、実施状況の年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。</p>	<p>○外務省のウェブ上(女性分野)にて年次報告書を公開</p>
目標2: 行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。	
<p>具体策1</p> <p>評価委員会(以下「委員会」)を設置する(政府側の窓口は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める。)</p>	<p>○2016年4月に評価委員会を設置済み</p>
<p>具体策2</p> <p>委員会は、女性・平和・安全保障の分野に十分な知識と経験のある専門家で構成される。市民社会及びNGO等を代表する委員の選任については、安保理決議1325号の趣旨に沿って活動している市民社会及びNGO等からの推薦も参考にする。</p>	<p>○2016年4月に評価委員会を設置済み</p>
<p>具体策3</p> <p>委員会は、窓口を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して関連情報の提供を</p>	<p>○実施済み</p>

## 参考資料 1

求めることができる。求めを受けた府省庁は、窓口を通じ、委員会に報告することができる。	
<p>具体策4 委員会は、実施状況の年次報告書の草案について、作業部会の説明を踏まえ、意見を表明することができる。</p>	○実施済み
<p>具体策5 専門家は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供することができる。</p>	○実施済み
<p>具体策6 委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や実施の主な障害等を分析し、2回目の実施状況の年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言することができる。</p>	○実施済み
<p>具体策7 政府は、女子差別撤廃条約や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー(UPR)等の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	○実施済み
目標3: 3年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。	
<p>具体策1 政府は、委員会の提言をも踏まえ行動計画の見直しを行う。</p>	○評価委員より評価報告書, 会合上で適宜実施済み
<p>具体策2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、必要に応じ専門家の意見を聞く等、見直しに当たり専門家の参加を確保する。</p>	○5月にシンポジウムの共催, 6月に市民社会・NGOとの対話開催
<p>具体策3 外務省は、本行動計画策定後、速やかに3年後の見直しのための作業スケジュールを公表する。</p>	○次年度に予定。



## 参考資料 2

### 参考資料 2

#### 脆弱国に対する政府開発援助のうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額

2017年1-12月の政府開発援助(ODA)拠出金額15,589.65百万ドルのうち、脆弱国に対するODAのうちジェンダー・マーカが主または副である案件に対する拠出金額は、890.72百万ドルだった(昨年度787.77百万)。主(Principal)は、ジェンダー平等が主目的な案件であり、副(Significant)は、ジェンダー平等が主目的ではないが、ジェンダー平等の要素も取り入れられている案件である。

以下の脆弱国リストは、2017年度世界銀行の脆弱性に関するリストと平和基金の脆弱国家インデックスにて90以上のスコアの国とした。

南スーダン	ジンバブエ	リベリア
ソマリア	エチオピア	モーリシャス
中央アフリカ	ギニアビサウ	コンゴ共和国
イエメン	ブルンジ	北朝鮮
スーダン	パキスタン	マリ
シリア	エリトリア	アンゴラ
コンゴ民主共和国	ニジェール	ネパール
チャド	コートジボワール	ルワンダ
アフガニスタン	ケニア	東ティモール
イラク	リビア	
ハイチ	ウガンダ	
ギアナ	ミャンマー	
ナイジェリア	カメルーン	

# 参考資料 2

	無償		有償		技協		(百万ドル) 合計	
	主	副	主	副	主	副	主	副
	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額	支出額
教育政策および管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.44	0.02	0.44	0.02
教育施設および研修	0.00	1.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.60
初等教育	0.00	2.38	0.00	0.00	1.24	3.29	1.24	5.67
幼児教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.37	0.00	0.37	0.00
中等教育	0.00	0.66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.66
下級中等教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.00	0.50
職業訓練	0.09	0.09	0.00	0.00	0.00	0.91	0.09	0.99
高等教育	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.49	0.00	8.49
保健政策および管理運営	0.00	0.00	0.00	17.79	2.02	4.01	2.02	21.81
基本的健康管理	0.00	0.00	10.32	0.00	0.86	0.00	11.18	0.00
基礎保健インフラ	0.00	0.34	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.34
伝染性疾患の統制	0.00	0.00	0.00	23.40	0.00	0.00	0.00	23.40
保健教育	0.00	0.74	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.74
性と生殖に関する健康管理	8.47	0.00	0.00	0.00	1.74	0.04	10.21	0.04
上水－大規模システム	0.00	11.06	0.00	34.04	0.18	0.95	0.18	46.06
下水－大規模システム	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.22	0.00	0.22
上水および下水－小規模システム	0.00	0.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40
基本的な飲料水の供給	0.35	0.30	0.00	0.00	0.00	0.32	0.35	0.63
河川流域の開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.07
廃棄物管理／処分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	0.10
公共セクターの政策と行政運営	0.00	0.14	0.00	0.00	0.00	9.66	0.00	9.81
地方分権化と地方政府への支援	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.80	0.00	0.80
法的・司法的発展	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.51	0.00	1.51
警察	0.00	122.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	122.00
民主的参加と市民社会	0.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40	0.00
女性の平等のための団体と機関	3.54	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.54	0.00
女性と少女に対する暴力の根絶	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.80	0.00
安全保障システム管理と改革	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.87	0.00	4.87
市民による平和構築、紛争防止と解決	0.00	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.60
社会／福祉サービス	0.12	0.17	0.00	0.00	0.66	2.91	0.78	3.09
社会的保護、福祉サービス政策、計画、行政事務	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.28	0.03	0.28
社会サービス(青年育成、女性、子どもを含む)	0.00	0.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09
統計能力強化	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.36	0.00	0.36
道路輸送	0.00	0.00	0.00	28.82	0.00	2.16	0.00	30.97
鉄道輸送	0.00	0.00	0.00	144.44	0.00	0.00	0.00	144.44
航空輸送	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.00	0.04
電気通信	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.52	0.00	1.52
エネルギー政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03
発電(再生可能資源、不特定)	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00	0.00	0.00	0.17
ビジネス支援サービス及び機関	0.00	0.29	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.34
農業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.29	4.51	0.29	4.51
農業開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13.67	0.00	13.67
農地資源	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	6.47	0.00	6.47
農業水資源	0.00	0.00	0.00	5.85	0.00	0.48	0.00	6.33
農業用投入	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.14
家畜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.87	0.00	2.87
農業金融サービス	0.00	0.00	0.00	47.83	0.00	0.00	0.00	47.83
家畜／獣医サービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00	0.09
林業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.38	0.00	2.38
林業開発	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.00	0.20
漁業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.72	0.00	1.72
漁業サービス	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20
産業政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.30	0.00	1.30
中小企業(SME)発展	0.00	0.21	0.00	0.00	0.00	1.05	0.00	1.27
農産業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.67	0.00	0.67
繊維品、革及び代用物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.95	0.00	0.95	0.00
観光政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.56	0.00	0.56
環境政策と管理運営	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.70	0.00	0.70
多部門援助	0.00	0.00	0.00	8.05	0.85	0.00	0.85	8.05
都市開発と管理	0.00	0.00	0.00	28.63	0.00	0.00	0.00	28.63
地方開発	0.00	0.00	0.00	44.38	0.00	1.36	0.00	45.74
緊急食糧援助	0.00	66.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	66.91
救援調整、保護及び支援サービス	0.00	174.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	174.05
復興救援と復旧	0.00	0.30	0.00	41.28	0.00	0.00	0.00	41.57
防災	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.25	0.00	2.25
	13.77	382.53	10.32	424.67	9.64	83.53	33.74	890.72

## 評価委員会

### 評価委員会

委員長	目黒依子	上智大学名誉教授
委員	秋月弘子	亜細亜大学国際関係学部教授
	池田恵子	静岡大学教育学部教授・同防災総合センター兼任教員 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表
	石井宏明	認定NPO法人難民支援協会常任理事 一橋大学国際・公共政策大学院非常勤講師
	石井美恵子	国際医療福祉大学大学院災害医療分野教授
	大崎麻子	関西学院大学総合政策学部客員教授
	久保田真紀子	JICA国際協力専門員
	佐藤文香	一橋大学大学院社会学研究科教授
	瀬谷ルミ子	認定NPO法人日本紛争予防センター理事長 JCCP M株式会社取締役
	山谷清志	同志社大学政策学部教授